

# 第 3 回

# 石巻地域合併協議会

〔開催日：平成15年9月25日(木)〕  
〔場 所：石巻ルネッサンス館〕

石巻地域合併協議会事務局

## 第3回 石巻地域合併協議会 資料目次

### 報告事項

- 報告第 18 号 石巻地域合併協議会第1小委員会について・・・ P 1
- 報告第 19 号 石巻地域合併協議会第2小委員会について・・・ P 5
- 報告第 20 号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について・・・ P 9

### 協議事項

- 協議第 8 号の1 電算システム事業の取扱い(協定項目24)について・・・ P 27

### 提案事項

- 協議第 9 号 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目10)について・・・ P 28
- 協議第 10 号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について(その1)・・・ P 48
- 協議第 11 号 男女共同参画事業の取扱い(協定項目25-1)について・・・ P 63
- 協議第 12 号 姉妹都市・友好都市交流の取扱い(協定項目25-2)について・・・ P 71

### その他

- ・第4回 石巻地域合併協議会の日程について・・・ P 75

### その他

- ・合併協議会ホームページについて・・・ P 76

## 第3回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成15年9月25日(木)  
午前9時30分～  
場 所：石巻ルネッサンス館  
1階 マルチ交流ホール

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 事

#### (1) 報告事項

- 報告第 18 号 石巻地域合併協議会第1小委員会について
- 報告第 19 号 石巻地域合併協議会第2小委員会について
- 報告第 20 号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について

#### (2) 協議事項

- 協議第8号の1 電算システム事業の取扱い(協定項目24)について

#### (3) 提案事項

- 協議第 9 号 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目10)について
- 協議第 10 号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について(その1)
- 協議第 11 号 男女共同参画事業の取扱い(協定項目25-1)について
- 協議第 12 号 姉妹都市・友好都市交流の取扱い(協定項目25-2)について

#### (4) その他

- ・第4回 石巻地域合併協議会の日程について

### 5 そ の 他

- ・合併協議会だよりについて
- ・合併協議会ホームページについて

### 6 閉 会

報告第18号

石巻地域合併協議会第1小委員会について

石巻地域合併協議会第1小委員会(第1回)の開催結果について、別紙のとおり報告する。

平成15年9月25日提出

石巻地域合併協議会  
会長 土井喜美夫

## 第1回 石巻地域合併協議会 第1小委員会 概要報告書

開催日時 平成15年9月6日(土) 午前11時00分から

開催場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

出席委員 21名出席

### 項目

#### 1 委員長及び副委員長の選出について

- ・執行部一任との意見があり、次のとおり決定した。

委員長 山下壽郎(雄勝町長)

副委員長 三浦總吉(河南町議会議長)

〃 酒井一郎(桃生町選出委員)

#### 2 会議録署名委員の指名

- ・次のとおり2名を指名した。

佐藤健治(石巻市議会議長)

生出竜哉(河北町選出委員)

#### 3 協議事項

##### (1) 小委員会の運営について

- ・石巻地域合併協議会小委員会規定の概要及び第1小委員会の役割について事務局から説明を受け、確認した。

##### (2) スケジュール(案)について

- ・事務局から説明を受け、確認した。

##### (3) 新市の名称について

- ・新市の名称の選定にあたっての留意事項等について事務局より説明を受け、新市の名称の選定方法について協議した結果、以下のとおりとした。

<b>新市の名称の選定方法について</b>
・新市の名称の選定方法については、公募による方法とする。
・今回の会議で、詳細について(募集要領等)を決定することとする。



#### 【理由】

住民参画の機会を与えるべきである。

住民が納得のいく手順をふむのが望ましい。

住民の合併に対する意識を高め、合併の機運を盛り上げるためにも、プロセスが大事である。

#### 【その他の意見】

「石巻」という名の全国的知名度からいっても、新市の名称は「石巻市」がいい。

合併期日がせまってきているところで、時間的に制約はないのか。時間的に難しいのであれば

「石巻市」という名称でもよい。

農協が、1市9町の枠組みで「JAいしのまき」という名を使用しているが、1市6町の枠組みで「石巻」という名称を選択するにあたり、混乱は生じないのか。

委員の大多数が、新市の名称は「石巻」でいいと思っているのに、わざわざ公募して決める必要はあるのか。

#### (4) 新市の事務所の位置について

- ・第1回小委員会において、先進地域の事例や1市6町の庁舎の現状について、事務局から説明を受け、以下のとおりとした。

##### 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置は、石巻市日和が丘一丁目1番1号(現在の石巻市役所)とする。  
ただし、河北町相野谷字旧会所前12番地の1(現在の河北町役場)、雄勝町大字雄勝字伊勢畑84番地の1(現在の雄勝町役場)、河南町前谷地字黒沢前7番地(現在の河南町役場)、桃生町中津山字八木167番地の4(現在の桃生町役場)、北上町十三浜字月浜290番地(現在の北上町役場)、牡鹿町大字鮎川浜字鬼形山1番地の13(現在の牡鹿町役場)は、支所とし、その組織機構については別途協議する。

また、将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で速やかに検討を開始するものとする。

今後、現地視察等をふまえ、上記内容を基本としつつ、最終的取りまとめを行うこととした。

#### 今後のスケジュールについて

- ・上記の協議結果をふまえ、今後第1小委員会は、月2回開催することで確認した。

#### (5) 次回開催日程について

- ・日程調整の結果、次のとおり確認した。

開催日 平成15年9月27日(土)午後1時~

場 所 石巻合同庁舎 5階 大会議室

報告第19号

石巻地域合併協議会第2小委員会について

石巻地域合併協議会第2小委員会(第1回)の開催結果について、別紙のとおり報告する。

平成15年9月25日提出

石巻地域合併協議会  
会長 土井喜美夫

平成15年9月8日

石巻地域合併協議会  
会長 土井喜美夫 殿

石巻地域合併協議会第2小委員会  
委員長 伊藤 弘

石巻地域合併協議会第2小委員会（第1回）の報告について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、別紙のとおりご報告いたします。

## 第1回石巻地域合併協議会第2小委員会 概要報告書

開催日時 平成15年9月6日(土)午後1時30分から  
開催場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール  
出席委員 22名出席

### 項目

#### 1 委員長及び副委員長の選出について

小委員会設置規程第4条に基づき、委員互選の結果次のとおり決定した。

委員長 伊藤 弘(雄勝町選出委員)

副委員長 阿部仁州(河南町議会議員)

〃 武者賢三(石巻市選出委員)

#### 2 会議録署名委員の指名について

次のとおり指名した。

山中祐弘(北上町)

高橋 冠(桃生町)

#### 3 協議事項

##### (1) 小委員会の運営について

・石巻地域合併協議会小委員会規程の概要及び第2小委員会の役割について、事務局から説明を受ける。

##### (2) スケジュール(案)について

・事務局から説明を受け、確認した。

##### (3) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

・先進地域の事例等について事務局から説明をうけ、協議の結果、下記のとおりとした。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
----------------------

次回まで案を持ち寄る方向で継続審議とする。
-----------------------

##### (4) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

・先進地域の事例等について事務局から説明を受け、協議の結果、下記のとおりとした。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
-------------------------

各市町の農業委員会の意向を反映させるためにも、専門部会・分科会で農業委員会の意向を確認し、その結果をふまえ今後検討する方向で継続審議とする。
--

##### (5) 特別職の職員の身分の取扱いについて

・先進地域の事例等について事務局から説明を受け、協議の結果、下記のとおりとした。

特別職の職員の身分の取扱いについて
-------------------

次回まで案を持ち寄る方向で継続審議とする。
-----------------------

**(6) 次回開催日程について**

- ・日程調整の結果，次のとおり確認した。

開催日 平成15年9月27日(土)午後3時～

場 所 石巻合同庁舎 5階 大会議室

報告第 2 0 号

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会(第 2 回 ,第 3 回)の開催結果について , 別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

## 「新市まちづくり計画検討委員会 第2回」記録

開催月日	平成 15 年 8 月 25 日 ( 月 ) 午後 1:30 ~
会 場	石巻合同庁舎 5 階大会議室
主 題	グループワーク：現状把握と課題の整理 ( その 1 )
議 事	1 . 中間案提案までの進め方と第 2 回会議のテーマ、進め方の説明
	2 . 住民意識調査から見た現状と課題についての説明
	3 . 小グループによる話し合い及び全体会議 ( 1 ) グループによる話し合い ・アイスブレイク ・現状把握のための話し合い ( 2 ) 全体会議 ・各グループからの発表 ・課題の整理
	4 . アドバイザーからの総評
	5 . 次回の予定等の説明
資 料	・新市まちづくり計画検討委員会第 1 回記録 ・住民意識調査報告書概要版

### 1 . 中間案提案までの進め方と第 2 回会議のテーマ、進め方の説明

特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 代表理事 加藤哲夫氏より、新市まちづくり計画検討委員会のステップ、テーマと進め方が説明された。

- 第 1 回講話の「住民参加」についての補足
- 本日第 2 回から第 3 回、第 4 回及び第 5 回以降の会議の流れ

### 2 . 住民意識調査から見た現状と課題についての説明

事務局より「住民意識調査報告書概要版」を使い、生活環境や行政サービスへの満足度・重要度、将来像、合併への期待、合併への不安に関するアンケート結果を確認した。

### 3 . 小グループによる話し合い及び全体会議

6つのグループに分かれ、特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 代表理事 加藤哲夫氏の指導に従って、グループワークを行い、グループ毎に討議結果を発表した。

各グループには、マジックペン、模造紙、A 4 用紙 ( 白紙・黄紙 )、大きめのポスト・イットを用意した。

#### ( 1 ) グループによる話し合い

- 「お名前・市町・仕事・まち自慢」を用紙に記入して自己紹介。
- 事前に記入をお願いした【ワークシート】から、次の A・B それぞれについて、

各人が特に重要と思うことを3つ選び出し、ポスト・イット1枚に1事項を記入し、各人それぞれAについて3枚、Bについて3枚、計6枚を作成した。

#### 【ワークシート】

A：新市（圏域）について、誇りに思えること、期待すること、良いと思うこと

B：新市（圏域）について、気になること、問題と思うこと、心配していること

- 前半をAについての討議、後半をBについて討議とし、KJ法的に整理した。
- まず、各人が順番に重要と思うこと3つを読み上げ、補足説明をした。
- 模造紙上に似ているもの（記入ポスト・イット）を集め、島囲み（グルーピング）をして意見の塊をつくった。
- そして、島囲みから重要だと思うこと5つを選び出し、A4用紙に1事項、各事項30文字以内に表現まとめをした。
- 討議結果として、Aについて5事項、Bについて5事項が集約された。

#### （2）全体会議

- 6グループからA・Bの議題について、それぞれ5つに集約した討議結果を張り出し、発表された。

発表された意見と討議結果については、別紙の【新市まちづくり計画検討委員会第2回グループワークまとめ】を参照。

#### 4. アドバイザーからの総評

##### （1）特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事 紅邑晶子氏

- グループの話し合いでの「まちの自慢」には、自然をはじめ、歴史や伝統、農産物や水産物、観光地、人などがあげられていた。これらは、新市のイメージにもつながっていくものである。
- 討議の発表のなかに、「合併のプロセスがみえない」があった。委員のみなさんには、当検討委員会で得たこと、討議されたことなどを、各委員が身近な人たち10人に話をして、感想を聞いて来ることをお願いしたい。そして、その10人の感想を当検討委員会に持ち帰って、討議に反映して欲しい。例えば、30人の委員が各々10人に話をすれば300人に合併の動きが伝わり、300人の感想も集まる。

##### （2）石巻専修大学経営学部教授 木伏良明氏

- 本日の話し合いは、これからの検討委員会の基礎になるものである。1市6町の一体感をつくる上での基礎は、お互いの地域への理解、コミュニケーションである。
- お互いの地域を知っているようで意外に知らない事も多いものである。
- 本日は、期待と不安や問題について話し合われたが、不安とは、新市がどんな姿

になるのか、今後が見えない、不透明だからである。

- この不安を一つひとつ解決していくためにも、将来イメージを明確にしていくことが重要である。まちづくりのイメージや目標、方針については、明確な言葉にして打ち出していくことが重要である。これがまちづくり計画である。
- 意見交換しながら、分類する、まとめる作業はなかなかむずかしいことでもあるが、まず各委員の皆様が「こんなまちにしたい」という希望や夢を大いに主張、語る事が大切である。

(3) 特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 代表理事 加藤哲夫氏

- 一緒に何かをまとめていくという合意形成はなかなか大変なことである。
- 1市6町の合併は、異なる「まち」が合意形成していくことである。当検討委員会もそのプロセスであり、本日の作業は、その原型を体験したことになる。
- 合意形成は、住民や地域のまちづくりへの参画を数多く積み重ねて行くことになされる。
- 本日、「住民参加のまちづくり(住民との協働)」が取りあげられたのは第6グループだけであった。「行政にこうして欲しい」とお願いするだけでは解決できない問題が数多い時代である。改めて「市民参画、協働のまちづくり」の重要性を認識願いたい。

委員各人に本日の感想記入をお願いし、回収した。

## 5. 次回の予定等の説明

次回の第3回は、9月8日(月)13:30~、石巻ルネッサンス館

第4回は、9月19日(金)13:30~、石巻ルネッサンス館

の開催とされた。

また、新市まちづくり計画検討委員会通信講座委員の募集について、委員各位からのPRがお願いされた。

以上(閉会午後16:50)

A : 新市 (圏域) について、誇りに思えること、期待すること、良いと思うこと

《暮らしと産業の土台である自然と風土》

【豊かな自然にあふれ歴史も深い。  
多様な自然が良い。】

地域が広く、海あり、川あり、平野あり、山ありと自然に恵まれている  
星がいっぱい見えること  
野生動物が多く見られること  
ゆったりとしたスペースで生活できる

【豊かな自然や独自の文化・風土  
を育む地域】

豊かな自然環境 (海・川・山)  
独自の文化、風土 (食・住・祭)  
田舎の良さ

【豊富な食材に恵まれ、  
優れた食材がある】

県内でも特に優れた食材がある  
(米・魚・ネギ・酒)  
新鮮な食材に恵まれている (世界3大漁場・金華山沖、三陸沿岸の新鮮でおいしい魚介類、おいしい米どころ等農水産物の宝庫)

《産業振興への期待》

【個性豊かな産業基盤の充実】

弥生時代から続く稲作文化 (DNA) の共有  
太平洋沿岸に発達した漁業文化の共有  
蓄積された社会資本群 (石巻工業港、石巻漁港、各地の漁港、三陸縦貫道、農業施設群、広域合併した農協組織、産学官民を形成できる専修大学、日本の工業力のシンボル日本製紙石巻工場)  
豊富な観光資源 (牡鹿半島、金華山神社等)  
海、山、川からの食材の供給力

全国ブランドの誕生  
あんぜん・あんしん・あんていした食材の提供力の向上  
生活の糧が得られる労働の場の確保  
観光資源の有効利用

【それぞれの地域に存在する資源を有機的に  
連携させ、地域産業を活性化させる】

商業、工業、農業、漁業の各産業がバランスよく配置されていること  
多様な就業環境  
圏域の就業環境の整備、充実 (地域資源を活かした)  
自然を生かした、調和のとれた観光の振興

【石巻専修大学の頭脳を活用した漁業・農業産品、特産品の開発を期待する。】  
【自然にやさしい環境対策を考えた作物や魚介類の「安心の食」作りを期待する。】

各まちの特産品 (1町1品でも) のさらなる開発、市場の拡大に力を注いでほしい。  
専修大学の頭脳を活用 (水産加工業を支援する生物生産工学科、IT教育充実した経営学科のある石巻専修大学がある。)

《自然との共生と有効活用》

【自然との調和を図りながら、  
豊かな自然を有効活用する】

自然環境の保全  
観光、農業・水産業と自然

港湾と鉄道、地球温暖化対策として「モーダルシフト」が可能なまちであること。(貨物量の確保、トラック業界への対応など課題も)  
再生利用施設 (古紙、鉄・木くず) が整っており、バイオマスの利用も期待できる。

バイオマス  
生物群をエネルギーとして利用する方法 (メタン抽出など)

【広域圏にある自然や食材の有効活用】

各地域の特産物のPR  
自然を残し、田舎のイメージをくずしたくない。

A：新市（圏域）について、誇りに思えること、期待すること、良いと思うこと

《人と文化の交流、ふれあいと連帯》

【人材が豊かであることによって、文化交流がさかんになり、住みたくなる様なまちづくり】

- 人材が豊か
- 相互の文化交流
- 素直な子ども達
- 次世代の子ども達のために活動している人たちが多い
- 男女共同参画社会
- どこにもないまちづくり
- 中心市街地の活性化施設「石ノ森萬画館」
- 日本一住みよい生活環境づくり

【厚い人情、となり組、旬の物資交換】

人情のあるまち  
北上川流域の生活が育んだ連帯感の共有

【郷土芸能や伝統芸能の伝承と新たな祭り（新市をイメージした住民総参加）の創造】

お祭り楽しいことが大好きな人たちの集まり。  
（1市6町でお祭りリレーが開催できたら良い）  
各町の郷土芸能や伝統芸能・文化の伝承に期待する。  
わが国初の外交使節「慶長遣欧使節団」を乗せた帆船を展示  
公開するサン・ファンパーク（優れた造船技術）  
まちづくりに市民が参画しやすい環境がある。

《各まちの自立と協調、協働のまちづくり》

【合併しても、各町自立した立場で協調・協働しながら新しい市を作ってほしい。】

まちを愛する人が多い。  
各町の自立した発展と活性化に期待したい。  
新しい交友関係  
対等な立場での合併が望ましい。  
他圏域にはない魅力づくりと地域間ネットワーク  
（保健・福祉・医療、産業、教育、文化、環境、生活インフラ）

【住民参加のまちづくり（住民との協働）】  
～重要な計画策定への住民参加  
～ボランティアとしての住民参加

地域住民みんなで作る新しい市の「まちづくり設計」

A：新市（圏域）について、誇りに思えること、期待すること、良いと思うこと

《合併の効果の発揮》

【新市の規模が大きくなるが、バランスのとれた安心して暮らせるまちづくりを期待する。】

市の規模が大きくなる  
均衡のとれたまちづくり  
住民が安心して暮らせるまち  
行政サービスの向上

市としてのイメージとパワーアップ、活気を旧市町の意識を変える意味でも斬新な新市の名称に期待する。県下第2の都市としての知名度がアップすることに期待する。将来、石巻管内1市9町の合併（特例市へ）

【合併特例債を有効かつ効果的に活用し、魅力あるまちづくりを期待する。】

若い人たちの働く場  
ファッションブルでセンスある商店街を整備して欲しい。  
生涯学習の推進（総合型地域スポーツクラブ等、ハード・ソフト）  
上品山に風力発電施設を整備して、電気料金を安くして欲しい。

《公共施設》

【合併により公共施設が共有され、料金等においても利用しやすくなる】

施設の相互利用が可能になる  
公共施設が利用しやすくなる

【公共施設の有効利用】

それぞれの地域でrippana病院や学校、老人施設等がある

【公共施設の整備が図れる】

広域的にみた社会資本整備の進展  
（圏内で立ち遅れている公共交通、幹線道路、下水道）  
統廃合できる施設、備品等の削減ができる

《行財政の改革》

【行政経費を削減して効率的な行政運営を期待する】

広域行政事務にみられるように広域的に協力しあえる土壌ができている  
広域的なまちづくり  
公共施設の使用拡大  
行政経費・コストの節減になる。  
行政サービスの向上

【合併による行政コストの節減を大いに期待する】

【財政、行政のスリム化】

行政が必要最低限で運営できる  
広域の行政で、財政、住民福祉（ハード・ソフト）が充実する  
硬直した考え方の打破

【行政組織のスリム化、財政の健全化に期待】  
（ハード面、ハコモノの財政の削減）

財政の健全化が図られる

《公的サービスの向上》

【行政サービスの向上に期待】  
（子どもや高齢者が安心して暮らせる）  
（人材の有効活用、教育の充実）

【各種公共施設の利便性を図る  
ワンストップサービスの実現】

公共施設の利便性向上  
選択肢が広がる施設の有効利用  
いろいろな施設を互いに共有して使える

《福祉やインフラ》

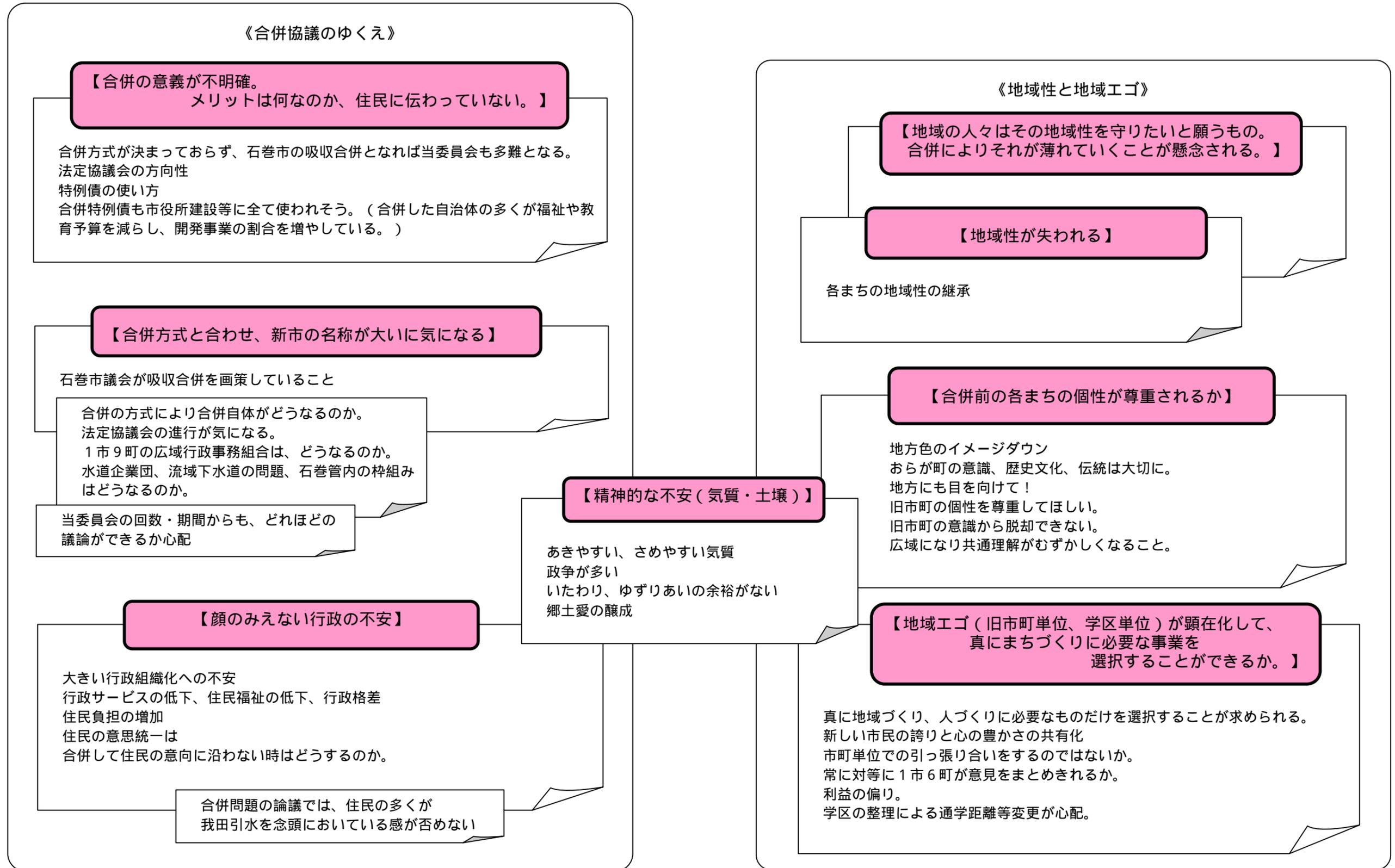
【福祉の充実】

福祉施設の多様化（公的施設・サービスに限らず、NPO等含め多様な形で）

【環境インフラの整備】

幹線道路、公共交通の整備  
これまでにない大きな事業導入が可能

B：新市（圏域）について、気になること、問題と思うこと、心配していること



B：新市（圏域）について、気になること、問題と思うこと、心配していること

《行政サービス》

【合併後、きめ細かな行政サービス対応ができるか不安である。】

行政サービスの充実  
規模が大きくなることにより納税意識の低下。  
行政サービスの格差が心配。  
高齢化への対応はよりきめ細かい対応が必要だが、合併して大きくなると大丈夫か。  
各地区の施設（運動場、野球場、文化施設等）の使用許可が一本化できるか。

【地域課題に対応したきめ細かな政策がとられなくなる（福祉バス、通園バスなど）】

各町で行っている既存のサービスを均一化するのではなく、町の特性、必要性に応じて対応してほしい。  
（石巻市に無いサービスをやめる等がないように）  
地域毎のきめ細かな連絡網がとれなくなる。（災害時など）  
住民意見の反映が低下する  
広域となり道路や施設の管理が不十分になる。

【行政サービスの不安（地域格差）】

行き届いた行政サービスが受けられなくなる  
行政の窓口、職員の削減によるサービスの低下  
役所が遠くなって不便になる  
行政サービスの平等性が必要

【行政コストの削減（職員削減）・対象区域の拡大により、行政サービスが低下する。】

圏域が広くなりバランスの良い行政サービスができるか  
少人数（職員）で効率ばかりを求めることの不安  
職員減により、福祉サービスなどの低下にならないようにしてほしい。  
行政サービスの偏り

【公立病院の統廃合を含め、行政サービスの低下が懸念される。】

【行政の効率化の推進】

時代に即応できない運営感覚  
コスト意識の低い運営体質  
ハード（施設や備品、観光施設等）は至急に統廃合してほしい

合併による財政的効果を最大限に活かした  
施策・事業の持ち方（地域経営）  
低経済成長期における政策形成のあり方  
行政と市民の役割分担・連携

《住民負担と財政》

【合併により短期的には国の財政措置により好転すると思うが、特例期間が過ぎたら厳しい財政運営となり、住民負担が増えないか。】

中核都市になれなかった合併後の財政  
住民負担が増えないか？

【税金、介護保険など受益者負担金が高い団体に合わせて調整され、負担が高くなる。】

【合併による住民負担の増加が懸念される】

【市民の負担額がふえるのではないか】

財政問題  
税金があがる  
限られた財源を必要ところに  
公共料金の調整、税の調整はどうなるのか  
介護保険料、精勤、国民健康保険料等の負担増

《地域格差》

【地域格差（教育等全て）】

中心部だけが良くなり周辺部と格差が生じる  
教育の地域格差  
行政サービスの平等性  
地域間の競争が起きる。

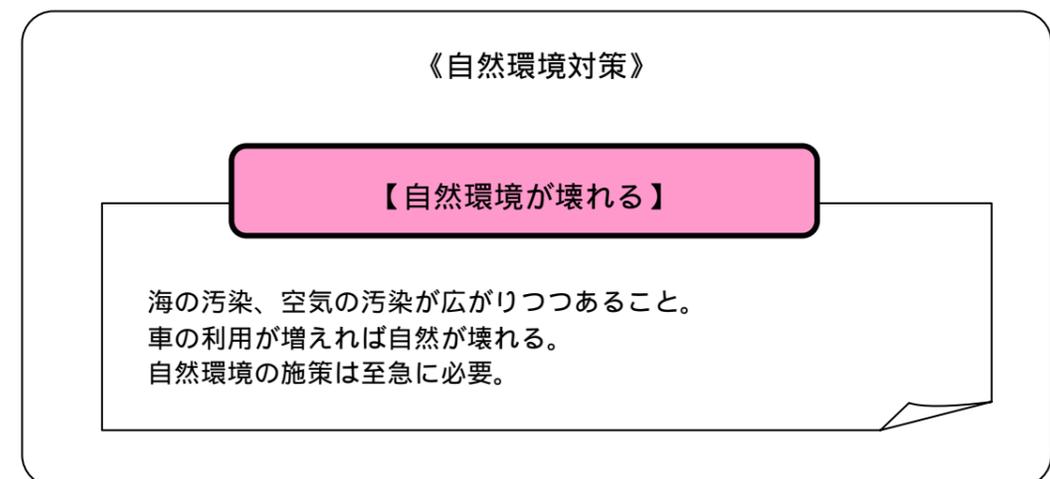
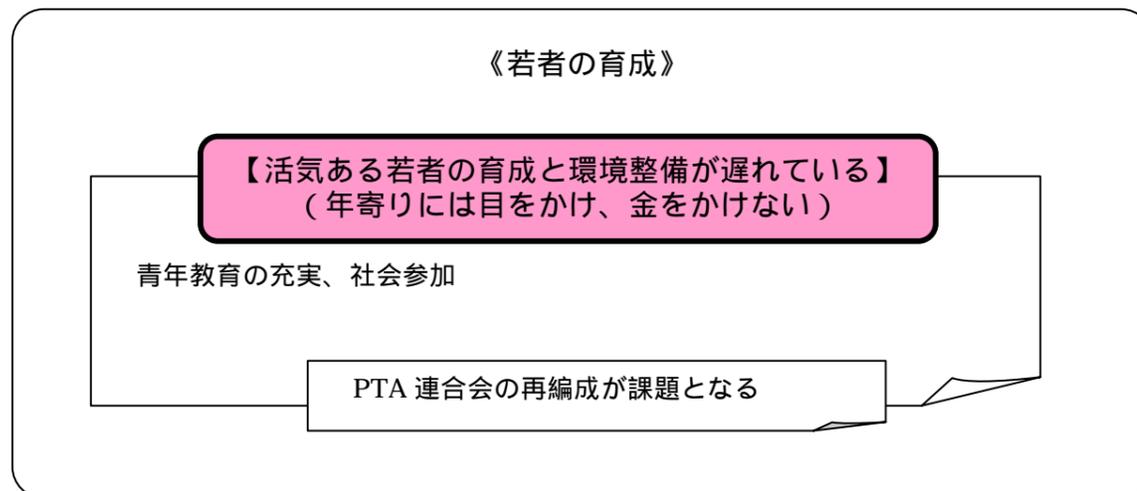
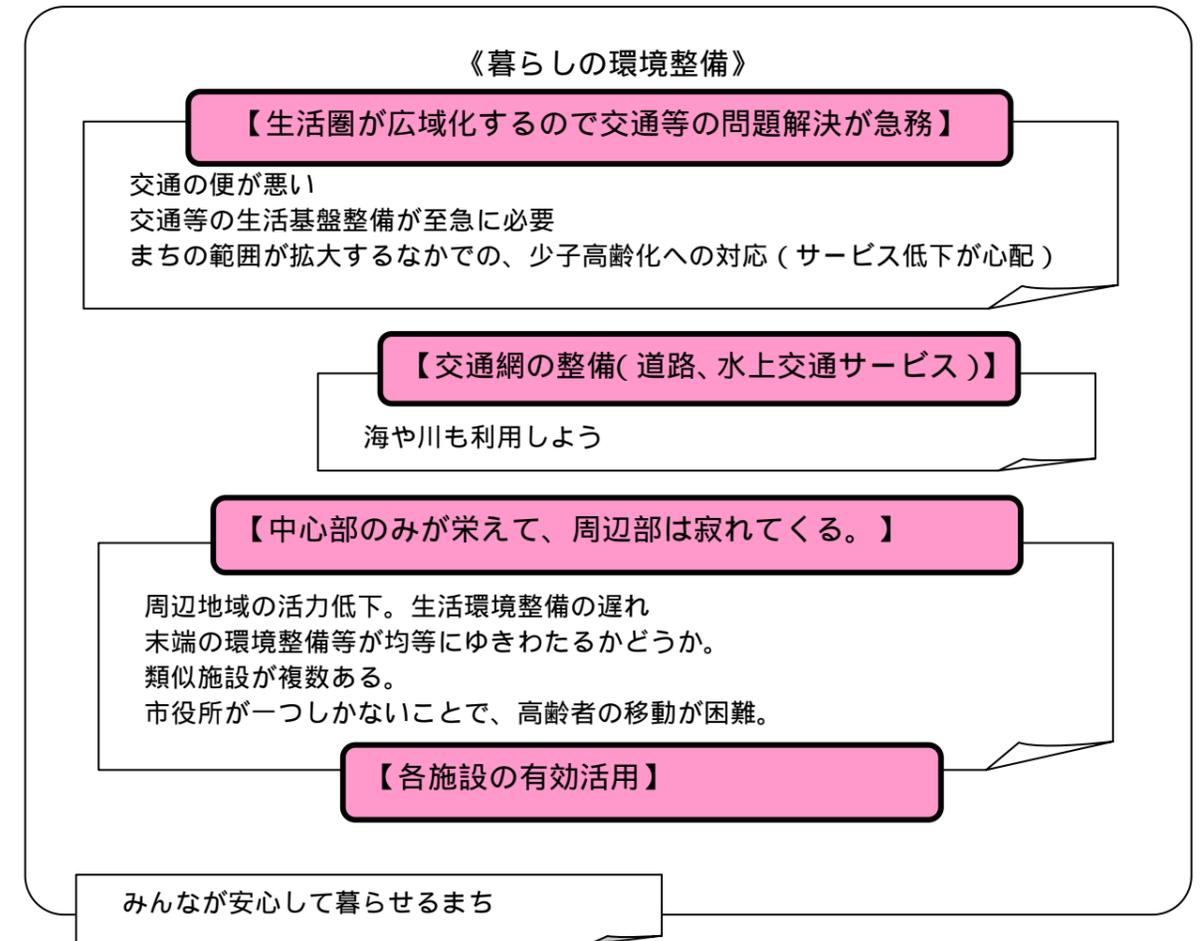
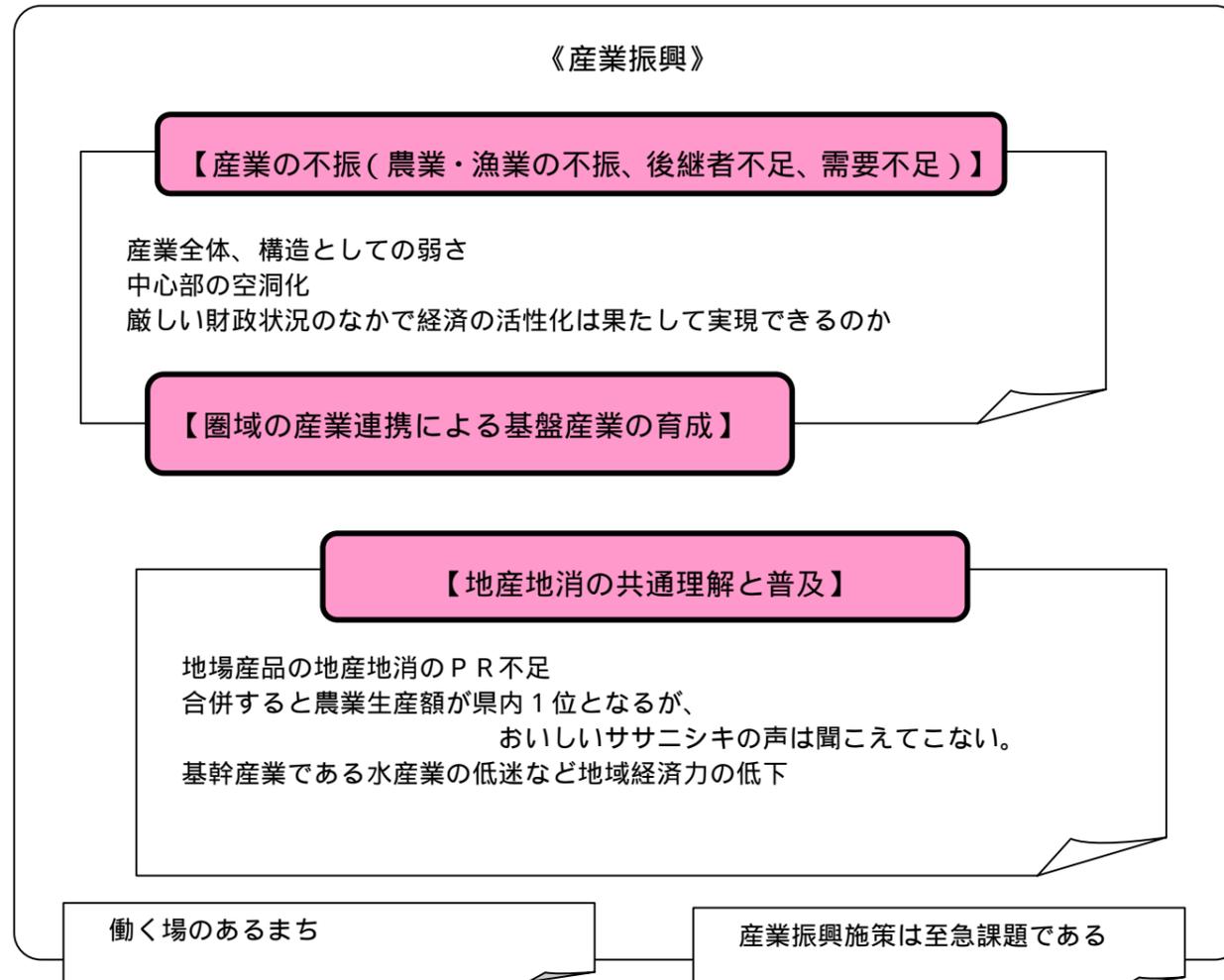
【合併により地域の格差が生じ、商店街の空洞化が懸念される。】

中心部だけよくなるのではないか。  
均衡のとれたまちづくり

【行政サービス（安全な暮らしができずらい）】

周辺部の格差  
危険で安心して暮らせないまちになりつつある  
ごみがあふれている  
行政との距離が遠くなりそう不安

B：新市（圏域）について、気になること、問題と思うこと、心配していること



**「新市まちづくり計画検討委員会 第3回」記録**

開催月日	平成 15 年 9 月 8 日 ( 月 ) 午後 1:30 ~
会 場	ルネッサンス館 マルチ交流ホール
主 題	グループワーク：基本理念、基本方針の検討
議 事	1 . 前回の振り返りと本日の予定説明
	2 . 基本理念の検討 ( 1 ) グループワーク ( 2 ) グループ別討議結果の発表 ( 3 ) K J 法による討議結果の集約とポスト・イット投票
	3 . 基本方針の検討 ( 1 ) グループワーク ( 2 ) グループ別討議結果の発表 ( 3 ) K J 法による討議結果の集約とポスト・イット投票
	4 . アドバイザーからの総評
	5 . 次回の予定等の説明
資 料	・新市まちづくり計画検討委員会第 2 回記録 ・新市まちづくり計画検討委員会第 2 回グループワークまとめ ( A ・ B )

1 . 前回の振り返りと本日の予定説明

特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事 紅邑晶子氏より、前回 ( 第 2 回 ) のグループワーク結果の振り返りと本日 ( 第 3 回 ) のグループワークの進め方およびスケジュール予定が説明された。

前回に比べて出席者が少なかったため、前回の 6 グループを 5 グループに再編成した。

各グループには、マジックペン、模造紙、A 4 用紙 ( 白・黄 )、大きめのポスト・イット ( 赤・黄 ) を用意した。

以下の基本理念、基本方針の検討に当たり、配布済みの「新市まちづくり計画中間報告」( 東濃西部合併協議会 ) の将来フレームを参考とした。

2 . 基本理念の検討

特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事 紅邑晶子氏の指導に従って、基本理念の抽出に関するグループワークを行い、グループ毎に検討結果を発表した。そして、同 NPO センター 代表理事 加藤哲夫氏により、グループ毎に抽出された基本理念がさらにグルーピングされ、これをもとに委員全員によるポスト・イット投票を行った。

( 1 ) グループワーク

- 第 2 回グループワークまとめ < A > ( 新市について誇りに思えること、期待する

こと、良いと思うこと)から、各自が気になるキーワードを3つ選び、黄色のポスト・イットに転記した。

- 各自が記載したポスト・イットを模造紙に配置し、KJ法的にキーワードのグルーピングを行った。
- グルーピングの結果から、大切にしたい(重要)と思われる事項を3つに絞り込み、これを基本理念としてA4用紙(黄)に各60文字以内で説明文を記載した。

#### (2) グループ別討議結果の発表

- 各グループ毎に、3枚のA4用紙に記載した基本理念をホワイトボードに掲示し、代表者が内容を発表した。

#### (3) KJ法による討議結果の集約とポスト・イット投票

- 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター 代表理事 加藤哲夫氏により、各グループがA4用紙(3枚)に記載した基本理念を壁に掲示し、KJ法により再度グルーピングを行うとともに、その考え方を説明した。
- 壁にグルーピングされたA4用紙の基本理念を各自が再確認し、重要と思われるもの(位置)に一人2枚の赤いポスト・イットを貼った。
- 全委員がポスト・イットを貼った後、その結果について加藤哲夫氏がコメントを行った。

集約された討議結果(基本理念)については、別紙の【新市まちづくり計画検討委員会第3回グループワークまとめ<A:基本理念>】を参照。

### 3. 基本方針の検討

特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事 紅邑晶子氏の指導に従って、基本方針の抽出に関するグループワークを行い、グループ毎に検討結果を発表した。そして、同NPOセンター 代表理事 加藤哲夫氏により、グループ毎に抽出された基本方針がさらにグルーピングされ、これをもとに委員全員によるポスト・イット投票を行った。

#### (1) グループワーク

- 第2回グループワークまとめ<A>に加え、<B>(新市について気になること、問題と思うこと、心配していること)から、各自が気になるキーワードを5つ選び、その解決策や実現方法を黄色のポスト・イットに記載した。
- 各自が記載したポスト・イットを模造紙に配置し、KJ法的にグルーピングを行った。
- グルーピングの結果から、大切にしたい(重要)と思われる事項を3~5つに絞り込み、これを基本方針(方向性)としてA4用紙(白)に各30文字以内で文章化を行った。

(2) グループ別討議結果の発表

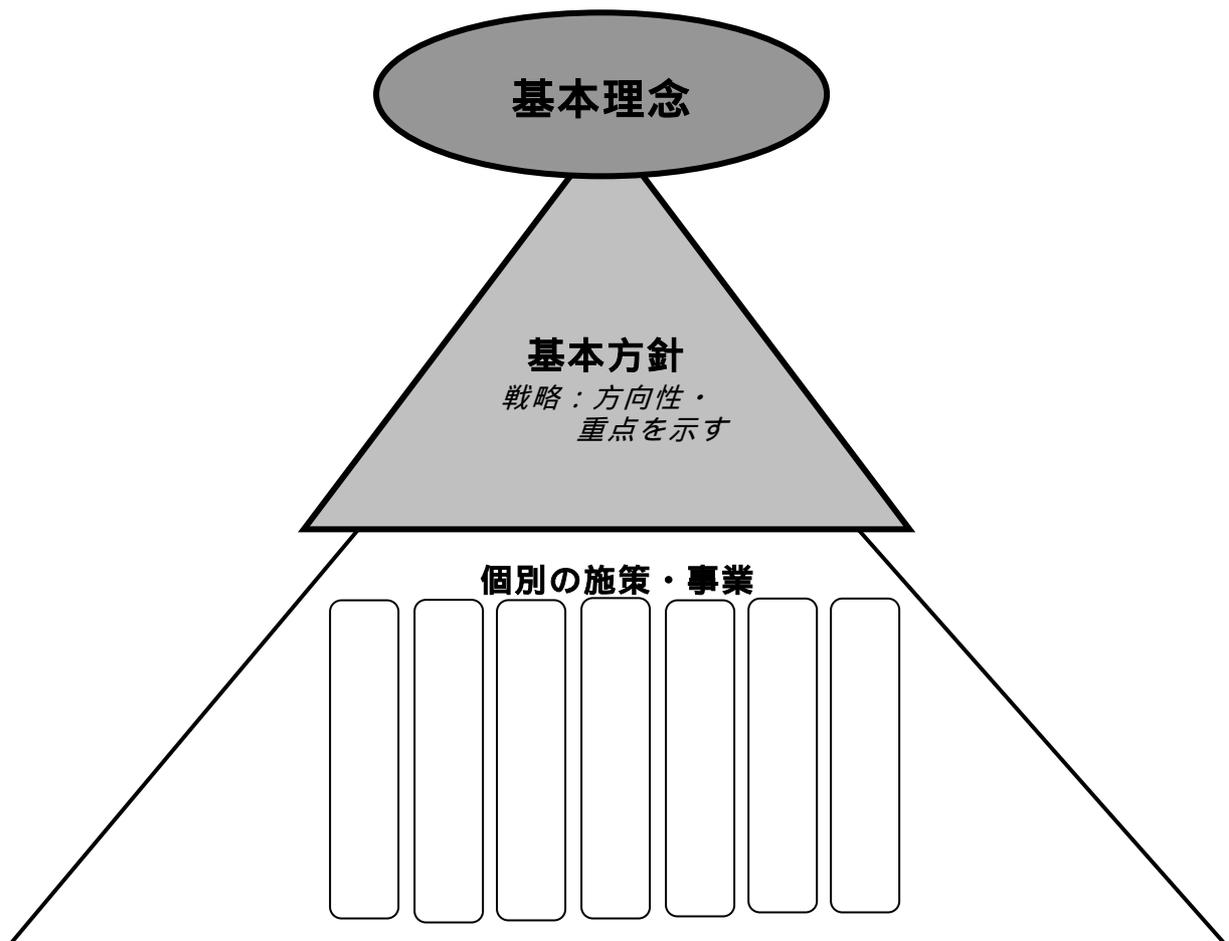
- 各グループ毎に、3～5枚のA4用紙に記載した基本方針をホワイトボードに掲示し、代表者が内容を発表した。

(3) KJ法による討議結果の集約とポスト・イット投票

- 特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 代表理事 加藤哲夫氏により、各グループがA4用紙(3～5枚)に記載した基本方針を壁に掲示し、KJ法により再度グルーピングを行うとともに、その考え方を説明した。
- 壁にグルーピングされたA4用紙の基本理念を各自が再確認し、重要と思われるもの(位置)に一人3枚の赤いポスト・イットを貼った。
- 全委員がポスト・イットを貼った後、その結果について加藤哲夫氏がコメントを行った。

集約された討議結果(基本方針)については、別紙の【新市まちづくり計画検討委員会第3回グループワークまとめ<B:基本方針>】を参照。

【参考】



#### 4. アドバイザーからの総評

石巻専修大学経営学部教授 木伏良明氏

- 人間の活動の根本は精神にあり、どのような活動も精神から始まる。まちづくりも、「どのようなまちをつくるか」が定まらないと活動は興こらない。そして、めざすところの「拠り所」が必要であり、これが理念に当たるものである。一人ひとりの思いを語りながら、まちづくりの理念をつくりあげて欲しい。
- 今日のグループワークの結果をみると、大きく3つに集約されると感じた。

自然と産業の共生

住民参加による行政サービスの向上

人づくりと生活づくり

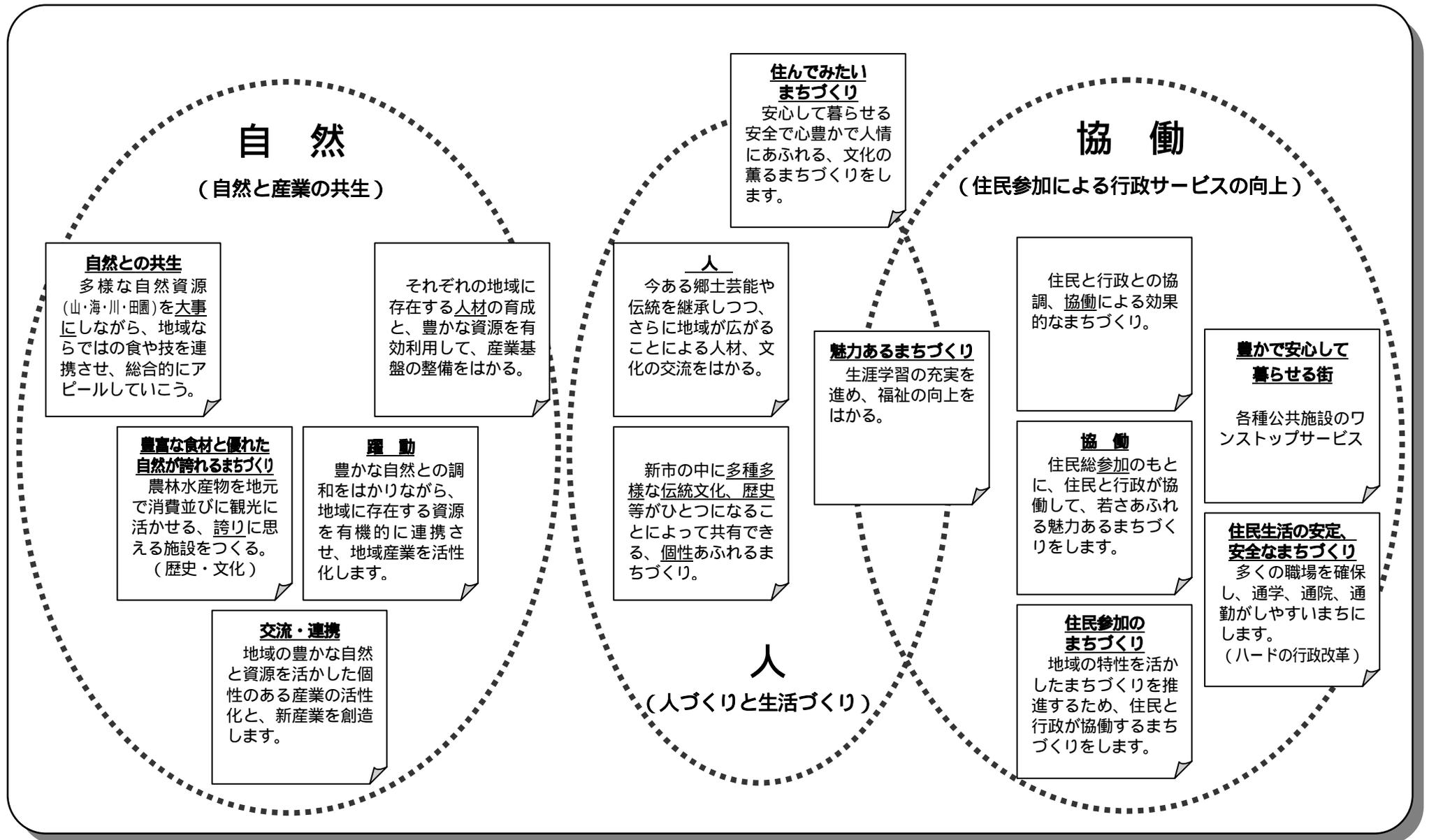
- そして、さらに納得できるイメージを固めることと、それをどうやって実現するか  
の課題が残る。
- 基本方針の中に「地域格差」との記載があった。所得、教育機会、生活の便利さ  
などは是正すべき地域間の格差は存在するが、地域の特性や特色、個性などは「格差」  
というべきものではない。
- 格差を是正していく上で大切なのは「ネットワーク」と「アウトソーシング」で  
ある。ネットワークとは、行政相互の連携や助け合いを意味し、アウトソーシング  
とは、必ずしもすべて自前ではなく、第三者を活用して不足分を補う手法である。
- このほか、基本方針として、「行政の簡素化」「人材育成」「産業振興」などが括ら  
れる。「行政の簡素化」については、住民参加の観点が必要であり、相互の協力が不  
可欠となる。「人材育成」については、思いやりのある人を育てる視点が重要となる。  
「産業振興」においても、モノよりも心が重視される時代潮流を踏まえる必要があ  
る。「心豊かな生活」は、まちづくりの基本となっている。

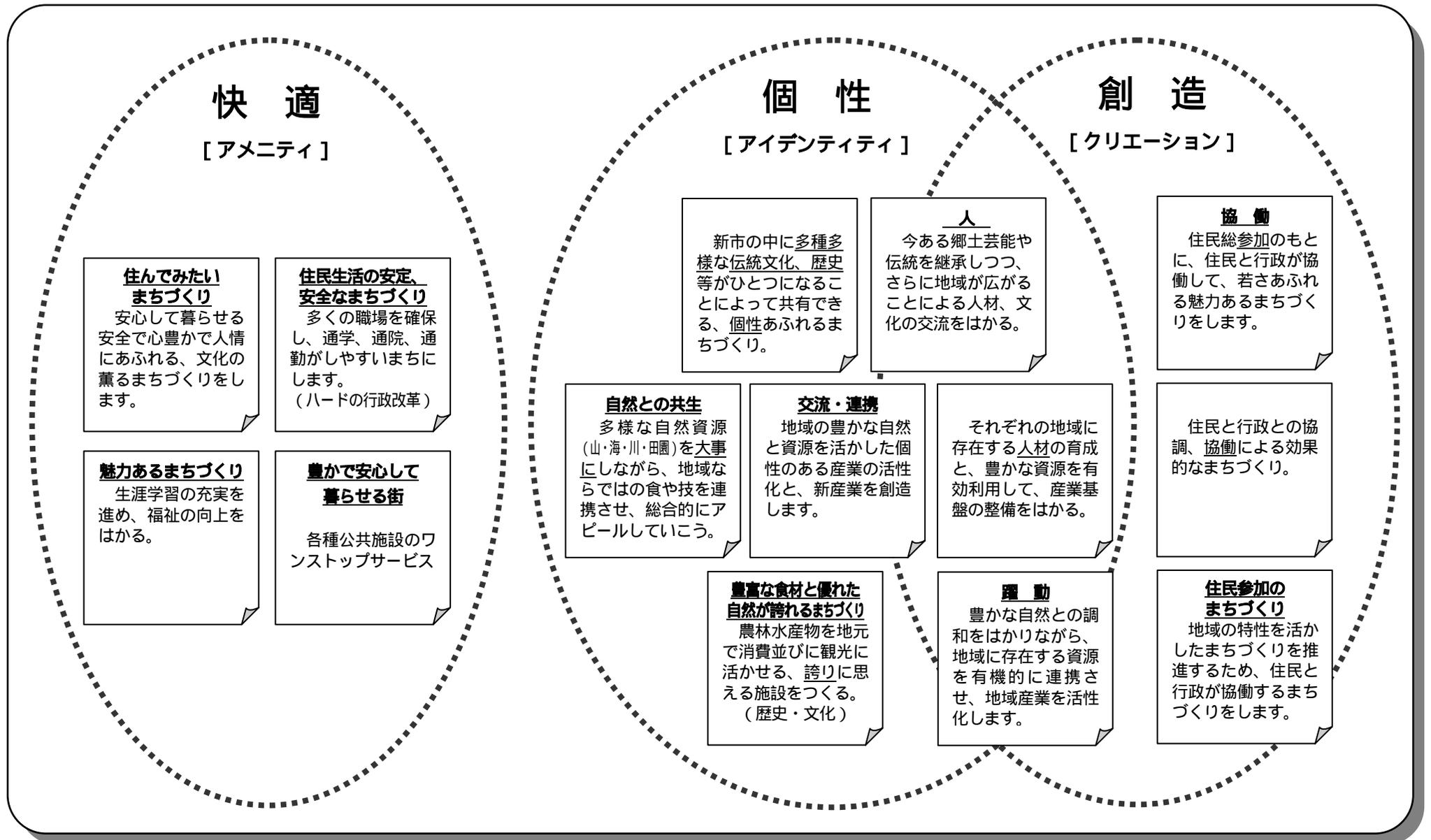
#### 5. 次回の予定等の説明

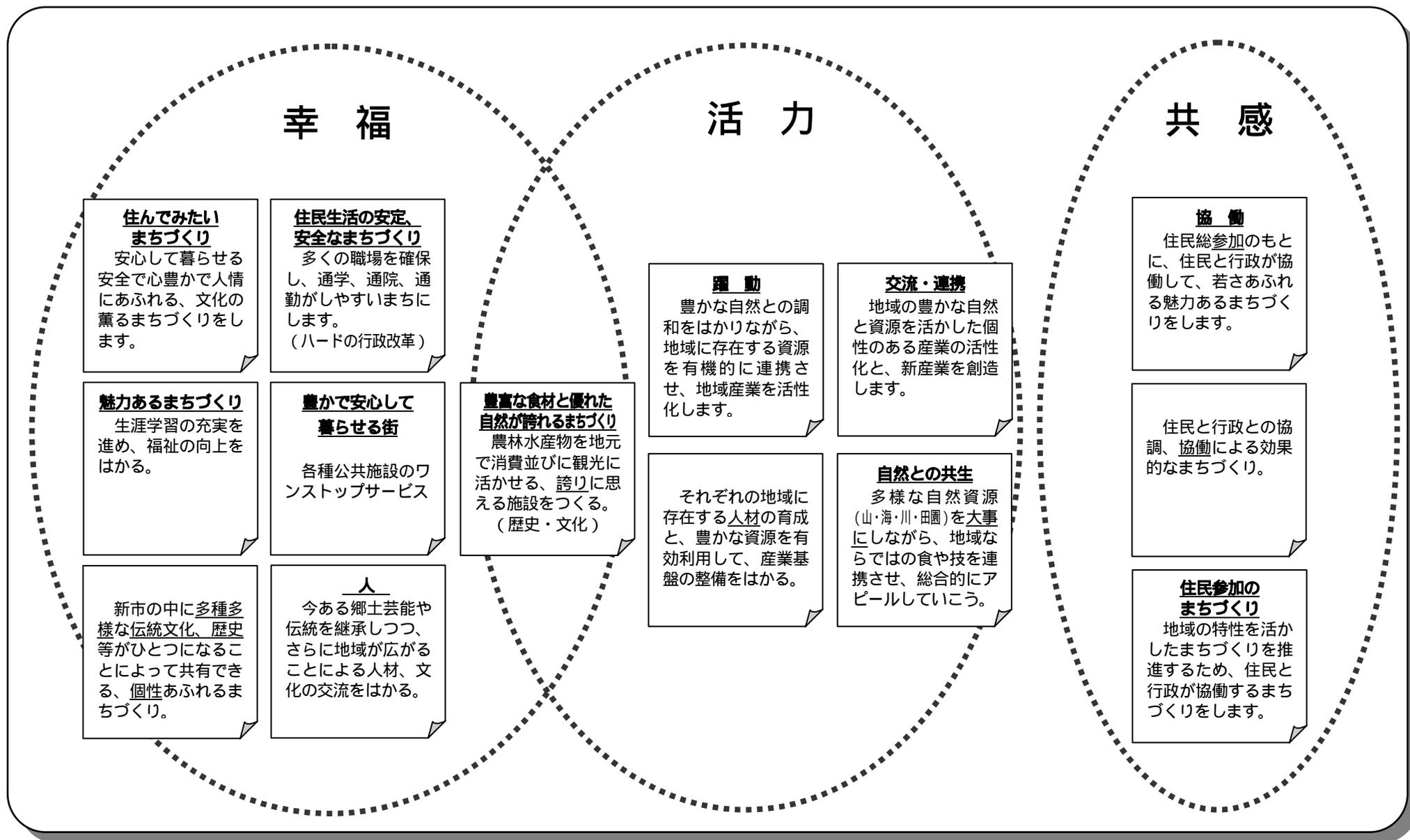
次回の第4回は、9月19日(金)13:30～ 石巻ルネッサンス館  
の開催とされた。

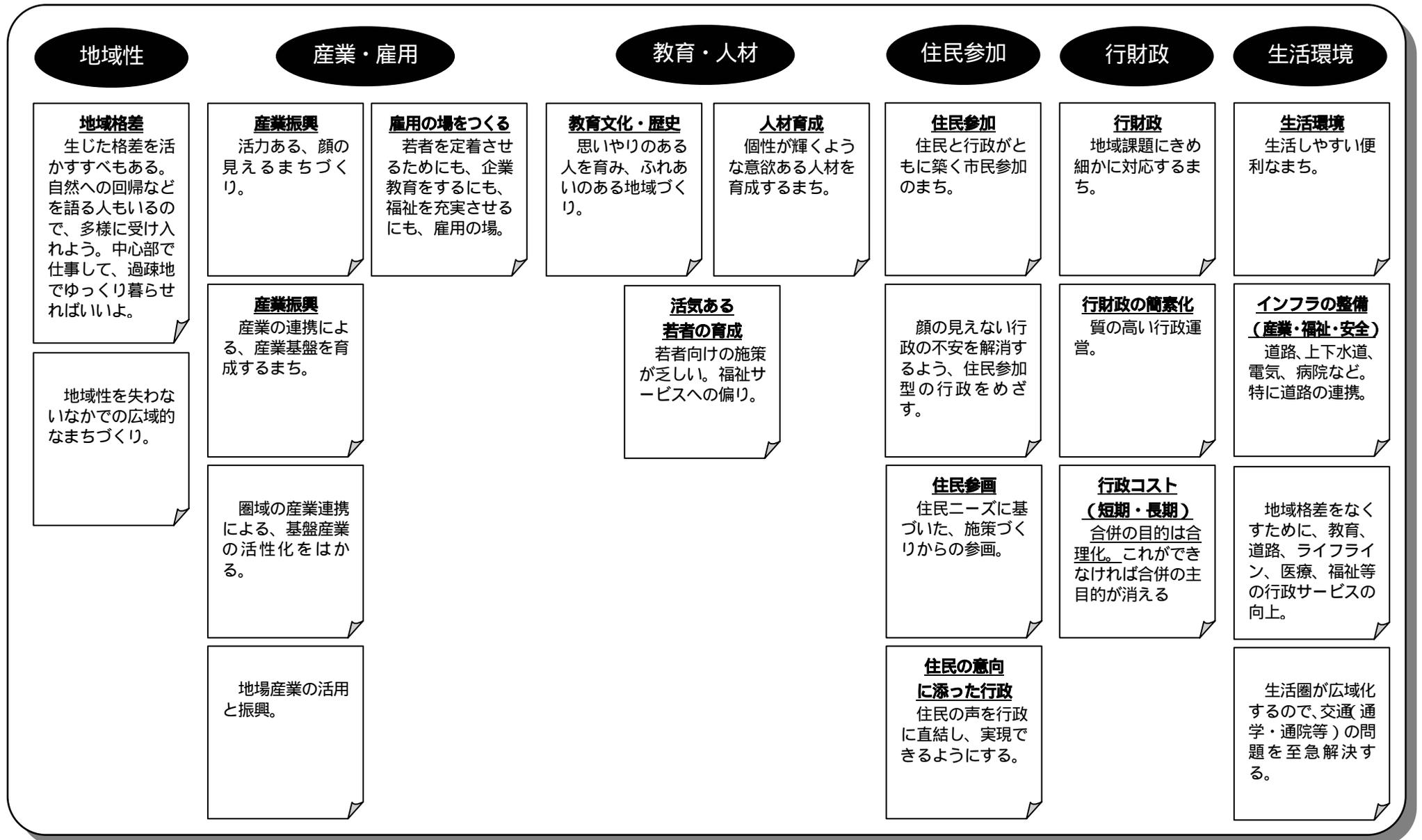
委員各人に本日の感想記入をお願いし、回収した。

以上(閉会午後16:50)









協議第 8 号の 1

電算システム事業の取扱い（協定項目 24）について

電算システム事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	電算システム事業の取扱い（協定項目 24）
調整方針	電算システムの統合に当たっては，「石巻地域電算システム統合化基本方針」に基づき，住民サービスの低下を招かないよう調整する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日 （確認・継続協議）

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

協議第 9 号

一般職の職員の身分の取扱い(協定項目 10)について

一般職の職員の身分の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	一般職の職員の身分の取扱い(協定項目 10)
調整方針	一般職の職員の身分の取扱いについては，次のとおりとする。 1 1市6町の一般職の職員については，すべて新市の職員として引き継ぐ。 2 職員数については，新市において定員適正化計画を策定し，定員管理の適正化に努める。 3 職員の職名及び職務については，人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し，合併時に統一を図る。 4 職員の給与については，新市において，職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し，統一を図る。なお，現職員については現給を保障する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

## 「一般職の職員の身分の取扱い」について

### 【提案理由】

新設合併が行われたときは、一般職の職員が勤務していた市町の法人格が消滅するため、一般職の職員は失職することになります。

しかし、このような不合理を避けるため、「合併特例法」では、関係市町は、その協議により、合併の際、現にその職にある一般職の職員が、引き続き新市の職員としてその身分を保有するよう措置しなければならないと定められており、「合併協議会」において、関係市町の一般職の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の取決めを行うことが必要となります。

また、「合併特例法」には、新市は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関し、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定められており、新設合併の場合には、関係市町の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その状況を比較検討し、合併の前と後とで不均衡の生じないようにする必要があります。

このようなことから、石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐこと、並びに、職員の定員管理、任用制度、給与等に関する基本的な取扱方針を提案するものであります。

## 『一般職の身分の取扱い』に関する関係法令(抜粋)

### 地方公務員法 (昭和25年法律第261号)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(分限及び懲戒の基準)

第27条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休暇等)

第28条 職員が、左の各号の1に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務成績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の1に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第16条各号(第3号を除く。)の1に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

### 市町村の合併の特例に関する法律 (昭和40年法律第6号)

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

## 先進事例

### 【山口県周南市（平成15年4月21日合併）】

合併前の徳山市，下松市，新南陽市，熊毛町，鹿野町の一般職の職員は，すべて新市の職員として引き継ぐ。

### 【山口県長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会】

- 1 1市3町の一般職の職員は，すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については，新市において定員適正化計画を策定し，定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職名については，人事管理及び職員の処遇の観点から，合併時に調整し，統一を図るものとする。
- 4 職員の給与については，職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し，統一を図るものとする。  
なお，現職員については，現給を保障する。

### 【東京都西東京市（平成13年1月21日：合併）】

- 1 2市の一般職の職員は，すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については，新市において定員適正化計画を策定し，定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職名及び任用要件については，人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から，調整し，統一を図る。
- 4 給与については，職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお，現職員については，現給を保障する。

### 【広島県三次市（平成16年4月1日：合併予定）】

- 1 8市町村の一般職の職員は，新市において引き継ぐものとする。
- 2 職員数については，新市において速やかに定員適正化計画を策定し，定員管理の適正化をすすめるものとする。
- 3 職員の職名及び職階については，新市において統一するものとする。
- 4 職員の給料については，現給を保障するものとする。なお，新市において速やかに合理的な格差是正を行うものとする。

### 【香川県さぬき市（平成14年4月1日合併）】

- 1 津田町，大川町，志度町，寒川町及び長尾町の一般職の職員である者は，すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の定数の合計については，現行定数を移行するものとし，市長の事務部局や教育委員会の事務部局議会の事務部局の職員など，各区分毎の定数の割り振りについては，合併時に調整する。  
なお，合併後は職員の定員適正化計画を策定し，定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名については，合併時に調整する。
- 4 現職員については，現給を保障する。

条例定数と実職員数（平成 15 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区分	首長部局		議 会		選挙管理委員会	
	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数
石巻市	823	804	10	10	5	5
河北町	124	119	2	2	1	1
雄勝町	77	71	2	2	1	1
河南町	146	146	4	3	1	0
桃生町	82	76	3	3	3	0
北上町	91	81	2	2	1	1
牡鹿町	132	115	2	2	1	0
計	1,475	1,412	25	24	13	8

区分	監査委員		農業委員会		教育委員会	
	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数
石巻市	5	5	5	5	145	134
河北町	1	1	3	2	43	42
雄勝町	1	1	1	1	26	19
河南町	1	1	4	3	36	29
桃生町	3	0	3	2	35	23
北上町	1	0	2	2	13	12
牡鹿町	1	1	1	0	20	20
計	13	9	19	15	318	279

区分	学 校		公営企業会計			
			病 院		水 道	
	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数
石巻市	151	146	220	212		
河北町					7	6
雄勝町			40	38		
河南町					9	8
桃生町					5	3
北上町						
牡鹿町			40	35		
計	151	146	300	285	21	17

区分	そ の 他				合 計	
	固定資産評価委員職員		条例定数	実職員数	条例定数	実職員数
	条例定数	実職員数				
石巻市					1,364	1,321
河北町					181	173
雄勝町					148	133
河南町					201	190
桃生町	1	0			135	107
北上町					110	98
牡鹿町					197	173
計	1	0			2,336	2,195

## 職種別職員数(平成15年4月1日現在)

(単位:人)

区分	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
一般行政職	604	107	62	105	66	63	86	1,093
税務職	75	10	6	13	5	5	7	121
海事職							4	4
医師・歯科医師職	22	1	4			2	3	32
薬剤師・医療技術職	35	2	6	1	1	1	7	53
看護・保健職	190	5	23	8	7	5	19	257
福祉職	95	15	9	28	9	10	9	175
技能労務職	197	18	23	24	11	11	37	321
教育職	103	9		3	5		1	121
企業職		6		8	3	1		18
合計	1,321	173	133	190	107	98	173	2,195

## 給料表別職員数(平成15年4月1日現在)

(単位:人)

区分	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
行政職給料表	810	148	81	158	93	85	107	1482
医療職給料表(1)	22	1	4			2	3	32
医療職給料表(2)	30		5				6	41
医療職給料表(3)	164		20				18	202
教育職給料表	86							86
幼稚園職給料表	12							12
労務職給料表	197	18	23	24	11	11	39	323
企業職給料表(1)		5		8	3			16
企業職給料表(2)		1						1
合計	1,321	173	133	190	107	98	173	2,195

年齢別職員数(平成15年4月1日現在)

(単位:人)

年齢	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
18	3		1				1	5
19	2						0	2
20	4	2		1			1	8
21	4	2	2	3			3	14
22	11		2	4		1	3	21
23	13	2		1		1	1	18
24	25	2			2	1	5	35
25	34	3	1	1	4	2	4	49
26	30	1		5	2		2	40
27	41	4	3	8	1	1	4	62
28	48	1	2	10	7		2	70
29	70	3	5	6	2	2	4	92
30	59	6	3	8		2	6	84
31	39	3	1	3	3		1	50
32	47	5	3	3	1		2	61
33	46		4	1	1	3	1	56
34	28	4	3	5	1	1	3	45
35	29	7	1	2		1	3	43
36	40	4		3		5	7	59
37	46	2	2	5	1		5	61
38	44	1	3	4		3	4	59
39	30	7	3	4	1	3	3	51
40	32	5	3	5	1	6	7	59
41	32	7	3	5	1	4	8	60
42	33	6	9	5	4	6	4	67
43	26	9	5	9	6	5	4	64
44	32	11	6	2	6	2	9	68
45	16	10	9	8	5	5	4	57
46	29	9	8	15	3		7	71
47	24	5	4	10	4	3	8	58
48	37	4	5	6	6	3	6	67
49	45	9	6	6	4	6	3	79
50	25	9	5	5	10	6	5	65
51	22	3	3	1	3	2	3	37
52	31	3	4	2	3	4	10	57
53	47	4	6	5	2	6	6	76
54	46	7	3	10	6	9	5	86
55	30	3	4	4	5	1	5	52
56	26	4	1	6	4		6	47
57	31	2	3	2	2		4	44
58	34	3	2	5	3		1	48
59	29	1	5	2	3	3	2	45
60							0	0
61歳以上	1					1	1	3
計	1,321	173	133	190	107	98	173	2,195

行政職給料表の級別職員数の状況(一般行政職)(平成15年4月1日現在)

(単位:人)

級	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
1級	21	4	5	5		1	10	46
2級	31	12	7	29	12	2	7	100
3級	71	10	7	10	5	7	15	125
4級	111	28	11	3	5	23	20	201
5級	98	23	13	23	21	17	19	214
6級	77	11	7	23	13	5	7	143
7級	108	11	11	6	2	5	7	150
8級	59	8	2	6	8	3	1	87
9級	20							20
10級	8							8
計	604	107	63	105	66	63	86	1,094

行政職給料表の級別・職名別職員数の状況(一般行政職)(平成15年4月1日現在)

(単位:人)

本庁勤務職員を対象とした人数

級	職名	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
1級	主事	14	3	4	4			10	35
	技師				1				1
2級	主事	17	7	4	27	10	1	7	73
	技師	2			2				4
3級	主査				4				4
	主事	35	8	4	6	3	7	15	78
	技師	12							12
4級	副主幹							9	
	技術副主幹								
	係長		13	6	2		3		24
	主査	24	9	3		3	10	11	60
	技術主査				1				
5級	主任主事	49							49
	課長補佐		2	5			1	2	10
	室長							1	
	副参事		13					1	14
	班長					8		6	
	主幹			5		9	10		
	技術主幹							9	
	主任主査				19				19
	技術主任主査				4				
	主査	67							
6級	室長		6			2			8
	課長補佐			4	12		5	7	
	室長補佐		1						1
	次長				3				
	副参事		1			1			2
	班長					5			
	主幹	39			8				47
7級	課長		5	6	4	1	4	5	25
	室長		1						1
	事務局長				1			1	
	事務長							1	
	館長				1				
	参事		2	1		1			4
	課長補佐	30							30
	主幹	36							36
8級	総務課長			1	1			1	3
	総務企画課長					1			
	課長	27	3		5	3	3		
	副参事	3							3
9級	次長	8							8
	参事	3							3
10級	部長	7						7	
計	373	74	43	105	47	44	86	561	

1市6町の職員の給料の状況(平成15年4月1日現在)

級別職務分類(行政職)							
区分	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
1級	定型的な業務を行う主事又はこれに相当する職務	主事, 技師, 保育士, 栄養士, 教諭, 保健師及び書記(この表において「主事等」という。)の職務	主事, 技師, 保育士, 書記及び栄養士の職務	主事, 技師, 保育士, 看護師及び栄養士の職務	主事, 保育士, 教諭, 保健師, 看護師及び栄養士(以下この表において「主事等」という。)の職務	定型的な業務を行う主事, 書記, 技師, 保育士, 保健師, 看護師, 准看護師及び栄養士(以下この表において「主事等」という。)の職務	定型的な業務を行う主事及びこれに相当する職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又はこれに相当する職務	主事等の職務	主事, 技師, 保育士, 書記, 栄養士及び保健婦の職務	主事, 技師, 保育士, 保健師, 看護師及び栄養士の職務	主事等の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う主事又はこれに相当する職務
3級	専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う主事又はこれに相当する職務	専門的な知識又は経験を必要とする主事等の職務(当分の間, 主査の職務を置く。)	主事, 技師, 保育士, 書記, 栄養士及び保健婦の職務	主査, 技術主査, 主事, 技師, 保育士, 生活指導員, 副主任保健師, 保健師及び栄養士	主事等の職務	専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	専門的な知識及び経験を必要とする業務を行う主事又はこれに相当する職務
4級	1 主任主事又はこれに相当する職務 2 主査又はこれに相当する職務	係長, 主査, 技術主査, 主任栄養士, 主任保健師, 保育所長, 主任保育士, 主任教諭, 保健師, 保育士, 教諭及び書記等の職務	1 係長の職務 2 主査, 技術主査, 主任保育士, 書記(係長相当職)の職務	係長, 生活指導員, 主任保健師, 副主任保健師, 主査及び技術主査の職務	主査及び技術主査の職務	係長, 主査, 技術主査, 主任保健婦, 主任看護婦, 主任生活援助員, 主任生活指導員, 主任保育士, 保育所長, 診療所主任の職務	副主任又はこれに相当する職務
5級	相当困難な業務を行う主査又はこれに相当する職務	課長補佐, 次長(教育次長を除く), 室長補佐, 館長補佐及び副参事(この表において以下「課長補佐等」という。)の職務	1 課長補佐及び技術補佐の職務 2 所長補佐, 館長補佐, 局長補佐, 書記長補佐, 及び事務長補佐の職務 3 保育所長の職務 4 給食センター所長の職務 5 主幹及び技術主幹の職務	主任主査, 技術主任主査, 主任保育士及び主任保健師の職務	1 班長の職務 2 町長があらかじめ定める基準に従い任命権者が指定する主幹, 技術主幹, 主任教諭及び主任保育士の職務	課長補佐, 次長, 室長, 館長補佐, センター所長, 主幹, 技術主幹, 主幹兼主任保健婦, 主幹兼保育所長(6級に掲げられた課長補佐等を除く。)の職務	課長補佐又はこれに相当する職務
6級	補佐, 主幹又はこれに相当する職務	課長補佐等の職務	1 課長補佐及び技術補佐の職務 2 所長補佐, 館長補佐, 局長補佐, 書記長補佐, 及び事務長補佐の職務 3 保育所長の職務 4 給食センター所長の職務 5 課長心得の職務	課長補佐, 技術補佐, 保育所長, 次長, 主幹及び技術主幹の職務	1 室長及び所長の職務 2 町長があらかじめ定める基準に従い任命権者が指定する班長及び副参事の職務	課長補佐, 次長, 室長, 館長補佐, センター所長の職務	統括的業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務
7級	相当困難な業務を行う補佐, 主幹又はこれに相当する職務	課長, 局長, 室長, 所長, 書記長, 支所長, 教育次長, 館長, 場長, 事務長及び参事(この表において以下「課長等」という。)の職務	課長, 所長, 館長, 局長, 書記長, 事務長, 参事及び技術参事の職務	課長, 所長及び参事の職務	課長, 事務局長, 常勤の公民館長及び参事の職務	課長, 館長, 参事, 事務局長, 診療所事務長, 保育所事務長の職務(8級に掲げられた課長等を除く。)	課長又はこれに相当する職務
8級	課長, 副参事又はこれに相当する職務	課長等の職務	1 町長事務部局の総務課長 2 課長, 所長, 館長, 局長, 書記長, 事務長, 参事及び技術参事の職務	総務課長, 課長, 所長及び参事の職務	総務企画課長, 課長, 事務局長及び参事の職務	参事, 課長, 館長, 事務局長, 診療所事務長, 保育所事務長の職務	特に困難な業務を所掌する課長又はこれに相当する職務
9級	次長, 参事又はこれに相当する職務						
10級	部長, 理事又はこれに相当する職務						

1市6町の職員の給料の状況(平成15年4月1日現在)

級別職務分類(医療職(1))

区分	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
1級	医員の職務	医療業務を行う職務	医療業務を行う職務			診療所の医師(診療所長)の職務	医療業務を行う職務
2級	1 内科副部長,消化器科副部長,呼吸器科副部長,循環器科副部長,外科副部長,整形外科副部長,婦人科副部長,小児科副部長,眼科副部長,皮膚科副部長,耳鼻咽喉科副部長,放射線科副部長,麻酔科副部長及びリハビリテーション科副部長の職務 2 室長の職務	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務			診療所の医師(診療所長)の職務	1 病院の診療科長の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3級	1 医局長及び医療技術部門長の職務 2 田代診療所長の職務 3 夜間急患センター所長の職務 4 内科部長,消化器科部長,呼吸器科部長,循環器科部長,外科部長,整形外科部長,婦人科部長,小児科部長,眼科部長,皮膚科部長,耳鼻咽喉科部長,放射線科部長,麻酔科部長及びリハビリテーション科部長の職務	特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	1 病院又は診療所の診療科長(診療所長)の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務			診療所の医師(診療所長)の職務	1 病院の副院長又は診療所の長の職務 2 困難な業務を処理する病院の診療科長の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4級	副病院長の職務	極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	1 病院又は診療所の長又は副院長(副所長を含む)の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務			診療所の医師(診療所長)の職務	1 病院の長又は病院の困難な業務を処理する副院長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務
5級	病院長の職務						

1市6町の職員の給料の状況(平成15年4月1日現在)

級別職務分類(医療職(2))

区分	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
1級	栄養士, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技士, 理学療法士, 作業療法士又は視能訓練士の職務		放射線技師, 臨床検査技師及び栄養士の職務				1 栄養士の職務 2 放射線技師又は臨床検査技師の職務 3 理学療法士又は作業療法士の職務 4 歯科衛生士又は歯科技工士の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う栄養士, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技士, 理学療法士, 作業療法士又は視能訓練士の職務		1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う放射線技師, 臨床検査技師及び栄養士の職務				1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う栄養士, 放射線技師, 臨床検査技師, 理学療法士, 作業療法士, 歯科衛生士又は歯科技工士の職務
3級	1 主任栄養士, 主任診療放射線技師, 主任臨床検査技師, 主任臨床工学技士, 主任理学療法士, 主任作業療法士又は主任視能訓練士の職務 2 困難な業務を行う薬剤師の職務		1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う放射線技師, 臨床検査技師及び栄養士の職務				1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 困難な業務を行う主任栄養士, 主任放射線技師, 主任臨床検査技師, 主任理学療法士, 主任作業療法士, 主任歯科衛生士又は主任歯科技工士の職務
4級	1 技術主幹の職務 2 主任薬剤師の職務 3 副技師長の職務 4 困難な業務を行う主任栄養士, 主任診療放射線技師, 主任臨床検査技師, 主任臨床工学技士, 主任理学療法士, 主任作業療法士又は主任視能訓練士の職務		1 極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う薬剤師の職務 2 放射線科長及び臨床検査科長の職務 3 極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う放射線技師, 臨床検査技師及び栄養士の職務				1 特に困難な業務を行う薬剤師の職務 2 放射線科長及び臨床検査科長の職務 3 特に困難な業務を行う主任栄養士, 主任放射線技師, 主任臨床検査技師, 主任理学療法士又は主任作業療法士の職務
5級	1 技術副参事の職務 2 薬剤科副部長の職務 3 技師長の職務 4 困難な業務を行う副技師長の職務		1 薬剤科長の職務 2 困難な業務を行う放射線科長及び臨床検査科長の職務				1 薬剤科長の職務 2 困難な業務を行う放射線科長又は臨床検査科長の職務
6級	1 困難な業務を行う薬剤科副部長の職務 2 困難な業務を行う技師長の職務		1 困難な業務を行う薬剤科長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う放射線科長及び臨床検査科長の職務				困難な業務を行う薬剤科長の職務
7級	薬剤科部長の職務		極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う薬剤科長の職務				
8級	困難な業務を行う薬剤科部長の職務						

1市6町の職員の給料の状況(平成15年4月1日現在)

級別職務分類(医療職(3))

区分	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
1級	准看護師の職務		准看護婦の職務				准看護師の職務
2級	1 助産師の職務 2 看護師の職務 3 困難な業務を行う准看護師の職務		1 看護婦の職務 2 困難な業務を行う准看護婦の職務				看護師の職務
3級	1 副看護師長の職務 2 困難な業務を行う助産師, 看護師の職務		1 困難な業務を行う看護婦の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う准看護婦の職務				困難な業務を行う看護師の職務
4級	1 看護師長の職務 2 困難な業務を行う副看護師長の職務		1 看護婦長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う看護婦の職務				1 看護師長の職務 2 特に困難な業務を行う看護師の職務
5級	1 副看護部長の職務 2 困難な業務を行う看護師長の職務		看護婦長の職務				困難な業務を行う看護師長の職務
6級	看護部長の職務						

1市6町の職員の給料の状況(平成15年4月1日現在)

級別職務分類(教育職給料表)

区分	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
1級	高等学校の実習助手又は実習講師の職務						
2級	高等学校の教諭又は養護教諭の職務						
3級	高等学校の教頭の職務						
4級	高等学校の校長の職務						

級別職務分類(幼稚園職)

区分	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
1級	幼稚園の初任層の教諭						
2級	幼稚園の中堅層の教諭						
3級	幼稚園の指導層の教諭						
4級	幼稚園の教務を行う教諭						
5級	幼稚園の相当困難な教務を行う教諭						
6級	幼稚園の副園長又は主任教諭						
7級	幼稚園の相当困難な教務を行う副園長又は主任教諭						
8級	幼稚園の園長						

1市6町の職員の給料の状況(平成15年4月1日現在)

級別職務分類(労務職)

区分	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
1級	定型的な業務を行う職務	運転手, 技手, 用務員, 調理員及び助手(この表において, 以下「運転手等」という)の職務	1 自動車運転手, ボイラー技士, 調理師(この表において以下「運転技術員等」という)の職務 2 業務員, 調理員, 看護助手, 修路夫, 助手及び清掃員(この表において以下「業務員等」という)の職務	1 自動車運転手等の職務 2 業務員等の職務	1 運転業務員の職務 2 業務員等の職務	1 運転技術員等の職務 2 助手等の職務	業務員等の職務
2級	相当の技能及び経験を必要とする業務を行う職務	経験を必要とする業務を行なう運転手等の職務	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う運転技術員等の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手等の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う運転業務員の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う運転技術員等の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う助手等の職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務
3級	相当の技能及び経験を必要とする業務を行う職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行なう運転手等の職務	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運転技術員等の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務	1 主任の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手等の職務 3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運転業務員の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運転技術員等の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う助手等の職務	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務
4級	相当高度の技能及び経験を必要とする業務を行う職務	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行なう運転手等の職務	1 主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運転技術員等の職務	1 主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手等の職務	1 主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運転業務員の職務	1 主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運転技術員等の職務	主任の職務
5級	特に高度の技能及び経験を必要とする業務を行う職務						
6級	主任の職務又はこれに相当する業務を行う職務						

1市6町の職員の給料の状況(平成15年4月1日現在)

級別職務分類(企業職(1))

区分	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
1級		主事及び技師(この表において以下「主事等」という。)の職務		定型的な業務を行う主事及び技師の職務	定型的な業務を行う主事の職務		
2級		主事等の職務		高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務		
3級		専門的な知識又は経験を必要とする主事等の職務		1 主査及び技術主査の職務 2 専門的知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	専門的知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務		
4級		係長及び主査の職務		係長, 技術係長, 主査及び技術主査の職務	主査の職務		
5級		課長補佐の職務		主任主査及び技術主任主査の職務	班長, 主幹の職務		
6級		課長補佐の職務で長が特に認める者		次長, 技術次長, 主幹及び技術主幹の職務	班長, 副参事の職務		
7級		課長及び参事の職務		所長及び参事の職務	課長の職務		
8級		課長及び参事の職務で長が特に認める者		所長及び参事の職務	課長の職務		

1市6町の職員の給料の状況(平成15年4月1日現在)

級別職務分類(企業職(2))

区分	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
1級		技手及び運転手(この表において、以下「技能員等」という。)の職務		1 技能員等の職務 2 業務員の職務	業務員等の職務		
2級		経験を必要とする業務を行なう技能員等の職務		1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能員等の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員の職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務		
3級		相当の技能又は経験を必要とする業務を行なう技能員等の職務		1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能員等の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員の職務	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務		
4級		特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行なう技能員等の職務		1 主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能員等の職務	1 主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務		
5級							
6級							
7級							
8級							

1市6町の職員の職名の状況(平成15年4月1日現在)

石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
<p>(1) 事務吏員                      ア 部長,事務長,理事                      イ 次長,社会福祉事務所長,事務次長,参事                      ウ 課長,室長,支所長,夜間急患センター事務長,副参事                      エ 課長補佐,室長補佐,支所長補佐,館長,所長,主幹                      オ 副所長,主査                      カ 査察指導員                      キ 主任主事                      ク 主事</p> <p>(2) 技術吏員                      ア 病院長,部長,理事,副病院長                      イ 次長,工事検査室長,田代診療所長,夜間急患センター所長,医局長,医療技術部門長,市立病院診療部門各科の部長,看護部長,技術参事                      ウ 課長,室長,工場検査監,市立病院診療部門各科の副部長,副看護部長,技師長,技術副参事                      エ 課長補佐,室長補佐,技術課長補佐,技術室長補佐,所長,主任薬剤師,看護師長,副技師長,医員,技術主幹                      オ 副所長,副看護師長,主任栄養士(医療職給料表の適用を受ける職員に限る。),主任診療放射線技師,主任臨床検査技師,主任臨床工学技士,主任理学療法士,主任作業療法士,主任視能訓練士,技術主査                      カ 主任技師,主任保健師,主任保育士,主任栄養士(オに掲げるものを除く。),主任歯科衛生士,主任看護師</p>	<p>(1) 事務吏員                      ア 課長,局長,館長,室長,教育次長,参事                      イ 課長補佐,次長,館長補佐,室長補佐,次長,副参事                      ウ 係長,主査                      エ 主事</p> <p>(2) 事術吏員                      ア 医師                      イ 技術主査,主任保育士                      ウ 保健師                      エ 保育士                      オ 栄養士</p> <p>(3) 吏員以外の職                      ア 運転手,用務員,調理員,助手,技手</p>	<p>(1) 事務吏員                      ア 課長,参事,技術参事                      イ 課長補佐,技術補佐,主幹,技術主幹                      ウ 係長,主査,技術主査                      エ 主事,技師</p> <p>(2) 吏員の職                      ア 院長,副院長,外科医長,内科医長,歯科医長,外科医師,内科医師,歯科医師,薬剤科長,放射線科長,事務長,保育所長,主任保育士,保育士,雄勝硯伝統産業会館長,事務長補佐,母子健康センター所長,建設工事検査員,事務局長,書記長,次長,所長補佐,保健師,栄養士,書記</p> <p>(3) 吏員以外の職                      ア 看護師長,看護師,准看護師,看護助手,検査助手,自動車運転手,ボイラー技師,ボイラー助手,調理師,調理員,清掃員,業務員,土木作業員,火葬作業員,水道作業員</p>	<p>職名に関する規定は制定していないので,河南町職員の初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則に掲げる級別職務分類を示します。                      【級別職務分類】</p> <p>(1) 1級                      主事,技師,保育士,看護師,栄養士,書記</p> <p>(2) 2級                      主事,技師,保育士,看護師,看護師,栄養士,書記</p> <p>(3) 3級                      主査,技術主査,主事,技師,保育士,生活指導員,副主任保健師,保健師,栄養士,書記</p> <p>(4) 4級                      係長,生活指導員,主任保健師,副主任保健師,主査,技術主査,書記</p> <p>(5) 5級                      主任主査,技術主任主査,主任保育士,主任保健師,書記</p> <p>(6) 6級                      課長補佐,技術補佐,保育所長,次長,主幹,技術主幹,書記,室長補佐,館長補佐,</p> <p>(7) 7級                      課長,所長,参事,事務局長,書記,室長,館長</p> <p>(8) 8級                      総務課長,課長,所長,参事,事務局長,書記,室長,館長</p>	<p>(1) 事務吏員                      ア 課長,事務局長,館長,参事                      イ 室長,所長,副参事                      ウ 班長,主幹                      エ 主査                      オ 主事</p> <p>(2) 技術吏員                      ア 技術主幹                      イ 技術主査                      ウ 保健師,保育士,看護師,栄養士,教諭</p> <p>(3) 労務職員                      ア 主任運転業務員,主任業務員,主任調理員                      イ 運転業務員,業務員,調理員</p>	<p>(1) 行政職給料表適用者                      課長,館長,参事,事務局長,診療所事務長,保育所事務長,課長補佐,次長,室長,館長補佐,センター所長,主幹,技術主幹,主任兼主任保健師,主幹兼保育所長,係長,主査,技術主査,主任保健師,主任生活援助員,主任生活指導員,主任保育士,保育所長,診療所主任,主事,書記,技師,保育士,保健師,看護師,准看護師,栄養士</p> <p>(2) 労務職給料表適用者                      運転技術員,電話交換員,技能員,助手,調理員,用務員</p> <p>(3) 医療職給料表適用者                      医師</p>	<p>(1) 事務吏員                      ア 課長,事務長,参事                      イ 課長補佐,室長,副参事,ホエールランド館長,保育所長,保健福祉センター所長,在宅介護支援センター所長,クリーンセンター所長,支配人,支所長,次長,主幹                      ウ 副主幹,主査                      エ 主事</p> <p>(2) 技術吏員                      ア 病院長,副院長,診療所長,医長,歯科医長,医師,歯科医師                      イ 技術参事,薬剤科長                      ウ 技術補佐,技術副参事,技術主幹,次長,看護師長                      エ 技術副主幹,技術主査,主任保健師,主任保育士,主任栄養士,主任薬剤師,主任放射線技師,主任臨床検査技師,主任理学療法士,主任看護師,主任歯科技工士,主任歯科衛生士,船長,機関長                      オ 技師,保健師,保育士,栄養士,薬剤師,放射線技師,臨床検査技師,理学療法士,看護師,歯科技工士,歯科衛生士,准看護師</p> <p>(3) その他の職員の職                      ア 業務員,運転技術員,調理師,甲板長,航海士,機関士                      前項の業務員の職務の区分                      業務員,事務補助員,用務員,調理員,応接員,機械員,甲板員,保育助手,看護助手,検査助手,歯科技工助手                      アに掲げる職のうち,特</p>

<p>キ 技師，保健師，保育士， 薬剤師，助産師，看護師， 診療放射線技師，臨床検査技師， 臨床工学技士，理学療法士， 作業療法士，視能訓練士， 栄養士，歯科衛生士， 診療放射線技師補， 臨床検査技師補， 臨床工学技士補， 理学療法士補， 作業療法士補， 視能訓練士補， 准看護師</p> <p>(3) 労務職員</p> <p>ア 主任自動車運転手，主任 電話交換手，主任機 関士，主任監督員， 主任ボイラー技士， 主任公園技師，主任 工手，主任清掃技 手，主任印刷員， 主任業務員，主任 用務員，主任防疫 員，主任衛生技手， 主任土木技手， 主任給食調理員</p> <p>イ 自動車運転手， 電話交換手， 機関士，監督員， ボイラー技士， 公園技師，工手， 清掃技手， 印刷員，業務員， 用務員，防疫員， 衛生技手， 土木技手， 給食調理員</p>						<p>に高度な技能又は経験を必要とする職務を担任する職については、当該職名の前に「主任」を加えた職名の職とする。</p> <p>(4) 法令等で定める職 水道技術管理者， クリーンセンター技術管理者</p>
---	--	--	--	--	--	---

協議第 10 号

事務組織及び機構の取扱い(協定項目 13)について (その 1)

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 25 日提出

石巻地域合併協議会  
会長 土井喜美夫

項 目	事務組織及び機構の取扱い(協定項目 13)
調整方針	<p>新市の事務組織及び機構については、次の事項を基本として合併時までに調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮したものであること</li><li>2 市民が利用しやすく、わかりやすいこと</li><li>3 市民の声を適正に反映できること</li><li>4 簡素で効率的であること</li><li>5 新市建設計画を円滑に遂行できること</li><li>6 指揮命令系統が明確で、責任の所在が明らかであること</li><li>7 地方分権時代における新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できること</li></ol>

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

## 「事務組織及び機構の取扱い」について

### 【提案理由】

新設合併が行われたときは、合併前の市町の組織や機構は法的には消滅することになるため、条例や規則等に基づいて、組織や機構を新たに設置しなければなりません。

このため、新市の組織や機構については、関係市町の協議によってあらかじめ決定しておき、合併後の事務処理に支障のないよう準備を進めておく必要があります。

このようなことから、今後、新市の事務組織及び機構を整備するにあたっての基本的な整備方針を提案するものであります。

なお、個別の整備方針となります支所の機能、各行政委員会の取扱い、各種附属機関の取扱いについては、現在行っている石巻地域合併協議会小委員会又は各専門部会や分科会での審議状況も踏まえる必要がありますことから、今後、別途提案するものであります。

## 事務組織及び機構の取扱いに関する法令（抜粋）

### 地方自治法（昭和22年法律第67号）

#### （地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2～13 省略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16～17 省略

#### （地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

#### （支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

#### （行政機関の設置・国の地方行政機関の設置の条件）

第156条 普通地方公共団体の長は、前条第1項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

2 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定める。

3 第4条第2項の規定は、第1項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

4～5 省略

#### （都道府県の局部・分課及び市町村の部課）

第158条 省略

2～6 省略

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

#### （支庁及び地方事務所等の長）

第175条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員その他の職員を指揮監督する。

**(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)**

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- (1) 教育委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- (4) 監査委員

2 省略

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- (1) 農業委員会
- (2) 固定資産評価審査委員会

4 前3項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当っては、当該普通地方公共団体の長が第158条第1項、第2項若しくは第6項又は第7項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

5～8 省略

## 先進事例

### 山口県周南市（平成15年4月21日合併）総合支所方式

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

#### 総括方針

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。

- (1) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構
- (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構
- (4) 簡素で効率的な組織機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

#### 個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては2市2町の現有庁舎を有効活用する。
- (2) 徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。
- (4) 2市2町の支所、出先機関は現行のまま存続する。
- (5) 2市2町に設置されている行政委員会、委員及び付属機関については、原則として統合する。地域性により独自に設置されている付属機関等については、実態を考慮して整備する。また、委員構成等については、2市2町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

### 熊本県あさぎり町（平成15年4月1日合併）本庁方式

#### 新町行政組織・機構整備方針

新町における行政組織・機構は次により整備するものとする。

新町における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえ、合併の効果を最大限に生かすため、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 町民が利用しやすく、町民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (2) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (3) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (4) 行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織・機構

長崎県五島市（平成16年8月1日合併予定）本庁方式

(1) 新市の組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」に基づいて、合併までに調整する。

(2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

【新市における組織・機構の整備方針】

1. 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
2. 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
3. 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構
4. 簡素かつ効率的で指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

広島県三次市（平成16年4月1日合併予定）総合支所方式

1. 新市の組織及び機構については、次の事項を基本として合併までに調整するものとする。

- (1) 住民が利用しやすくわかりやすいこと
- (2) 住民の声を適正に反映できること
- (3) 簡素で効率的であること
- (4) 指揮命令系統が明確で責任の所在が明らかであること
- (5) 新市建設計画（新市まちづくり計画）を円滑に遂行できること
- (6) 行政課題等に迅速かつ的確に対応できること

2. 支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮するものとする。

3. 行政委員会については、関係法令の定めに従い設置する。

4. 付属機関については、原則として統一するものとする。

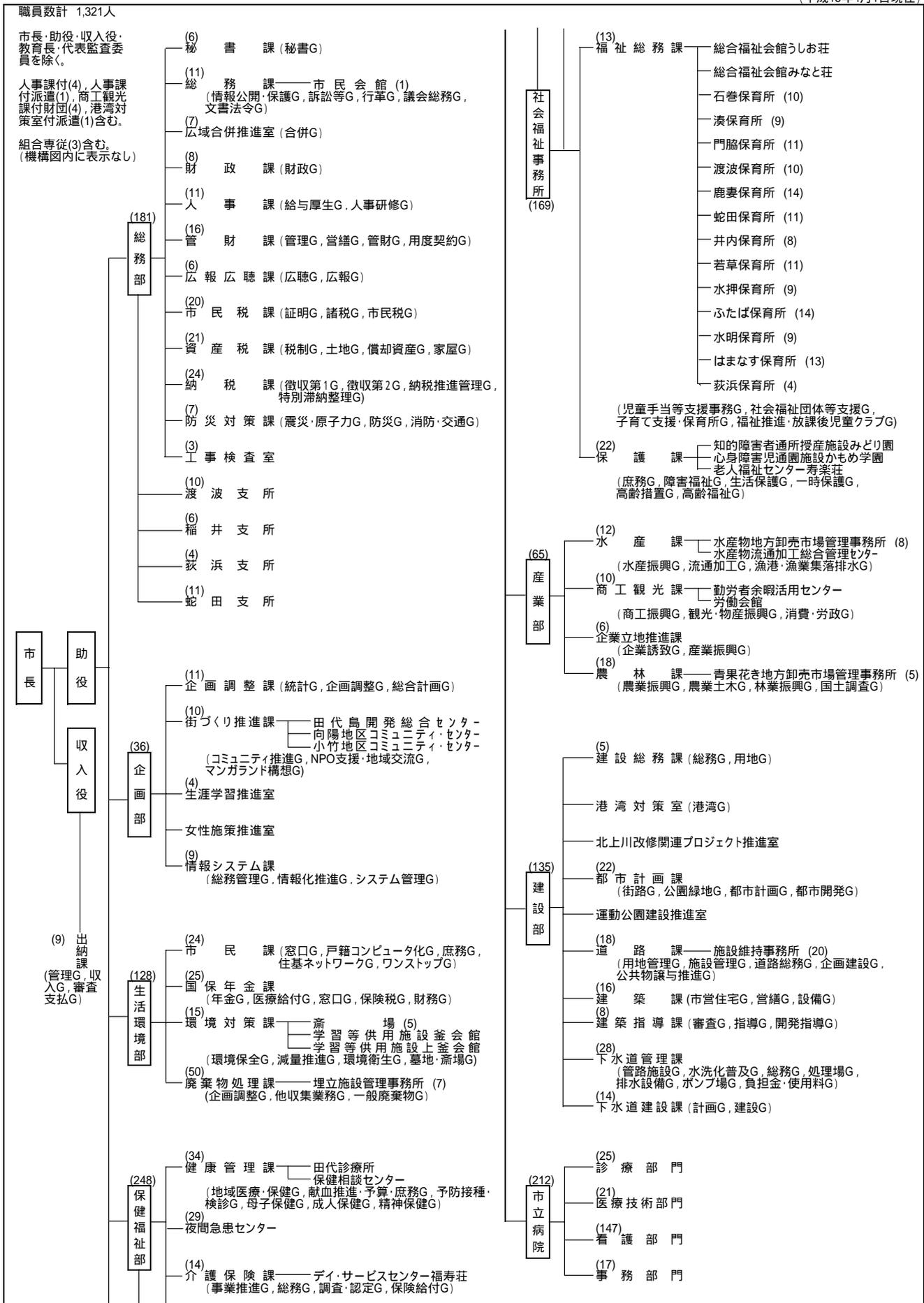
長崎県対馬市（平成16年3月1日合併予定）分庁方式

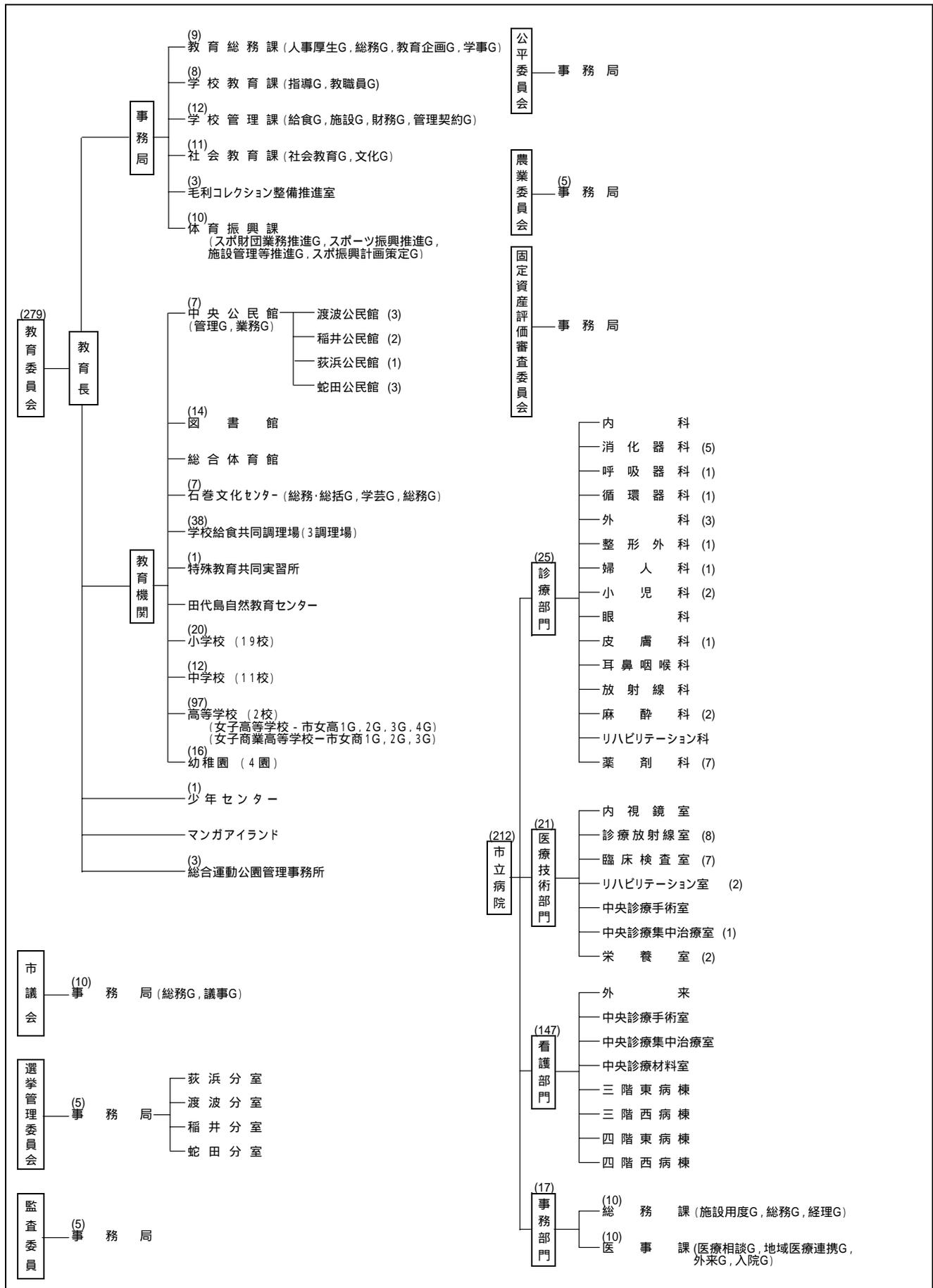
新市の事務所の位置は、厳原町に置く。また、現在6町の役場は支所とし、現在の支所・出張所はすべて出張所とする。なお、下記の機関については、次の町内に置くこととする。

- 福祉事務所・・・豊玉町
- 消防本部・・・厳原町
- 議会・・・・・・・・豊玉町
- 監査・・・・・・・・厳原町
- 農業委員会・・・上県町
- 教育委員会・・・上対馬町
- 選挙管理委員会・・・厳原町

石巻市役所組織機構図

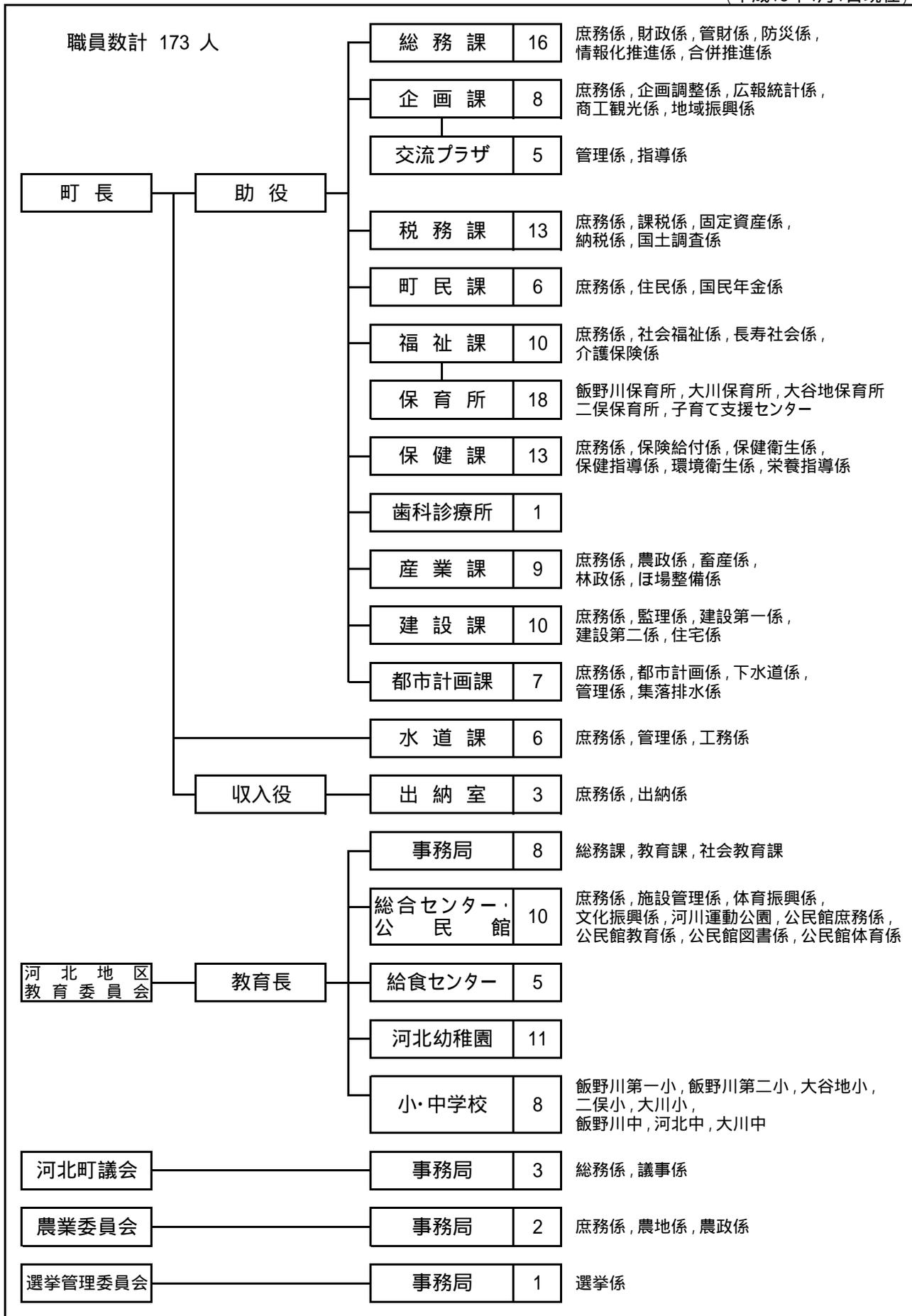
(平成15年4月1日現在)





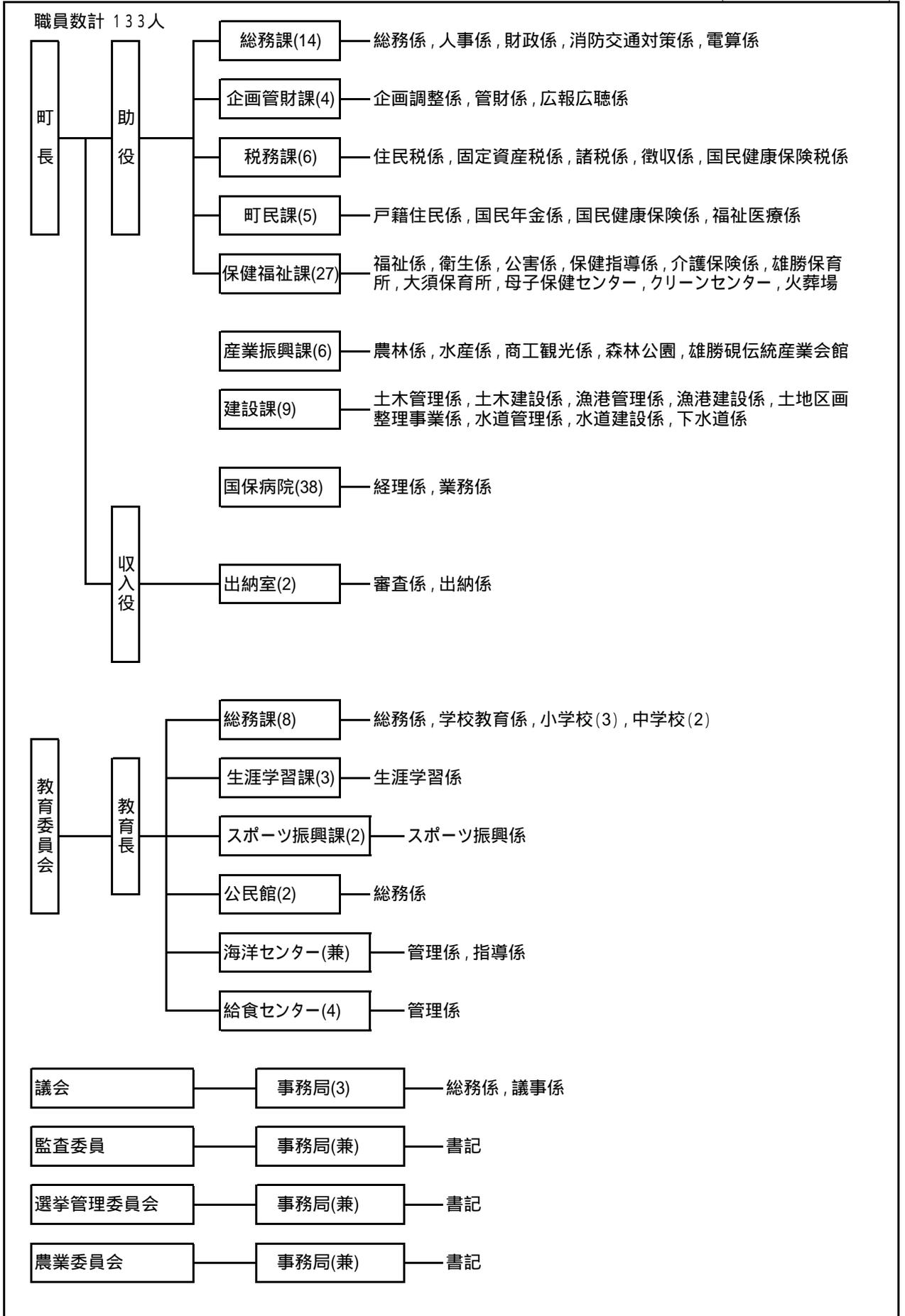
# 河北町行政組織図

(平成15年4月1日現在)



雄勝町行政組織図

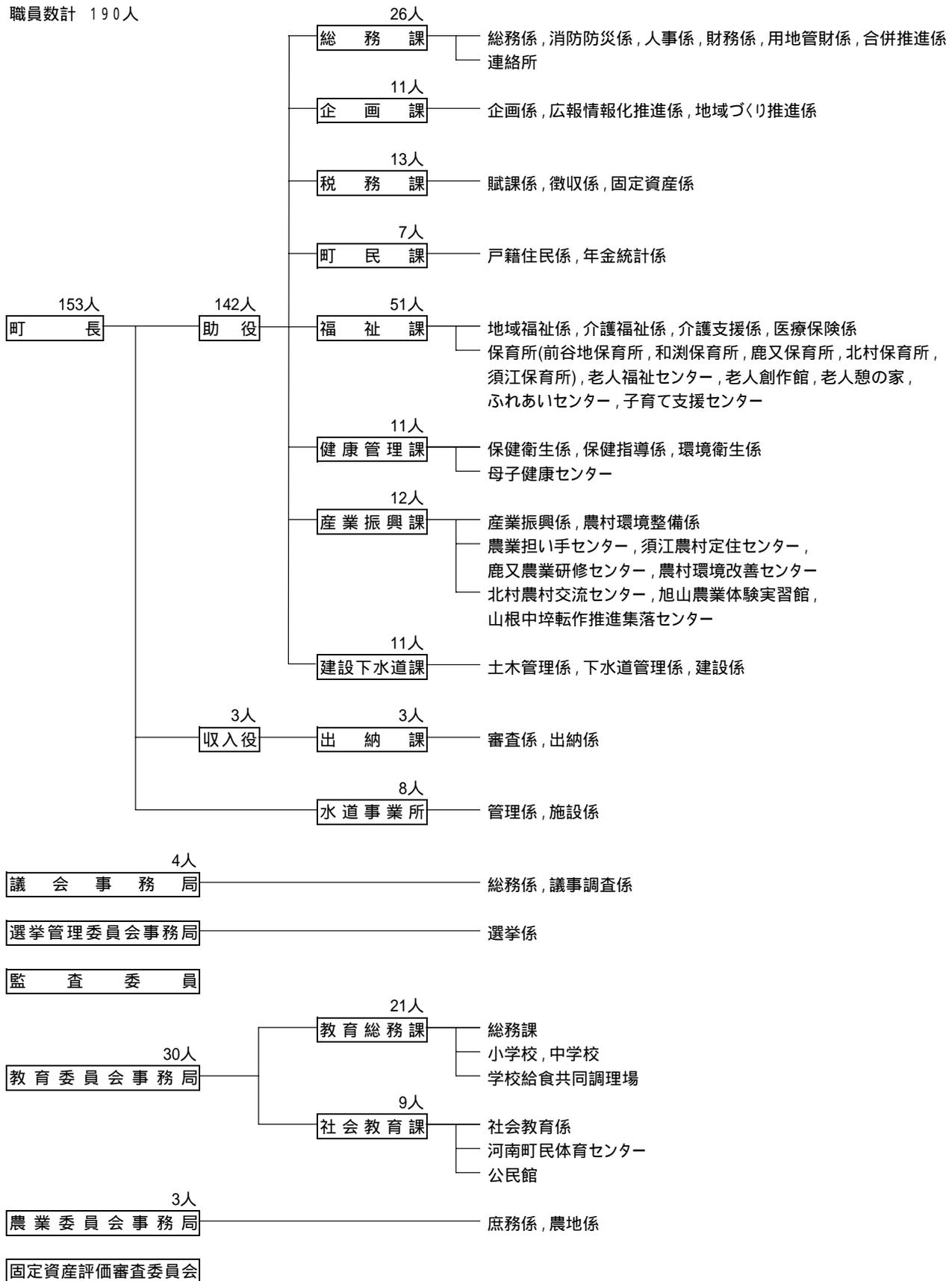
(平成15年4月1日現在)



# 河南町行政組織図

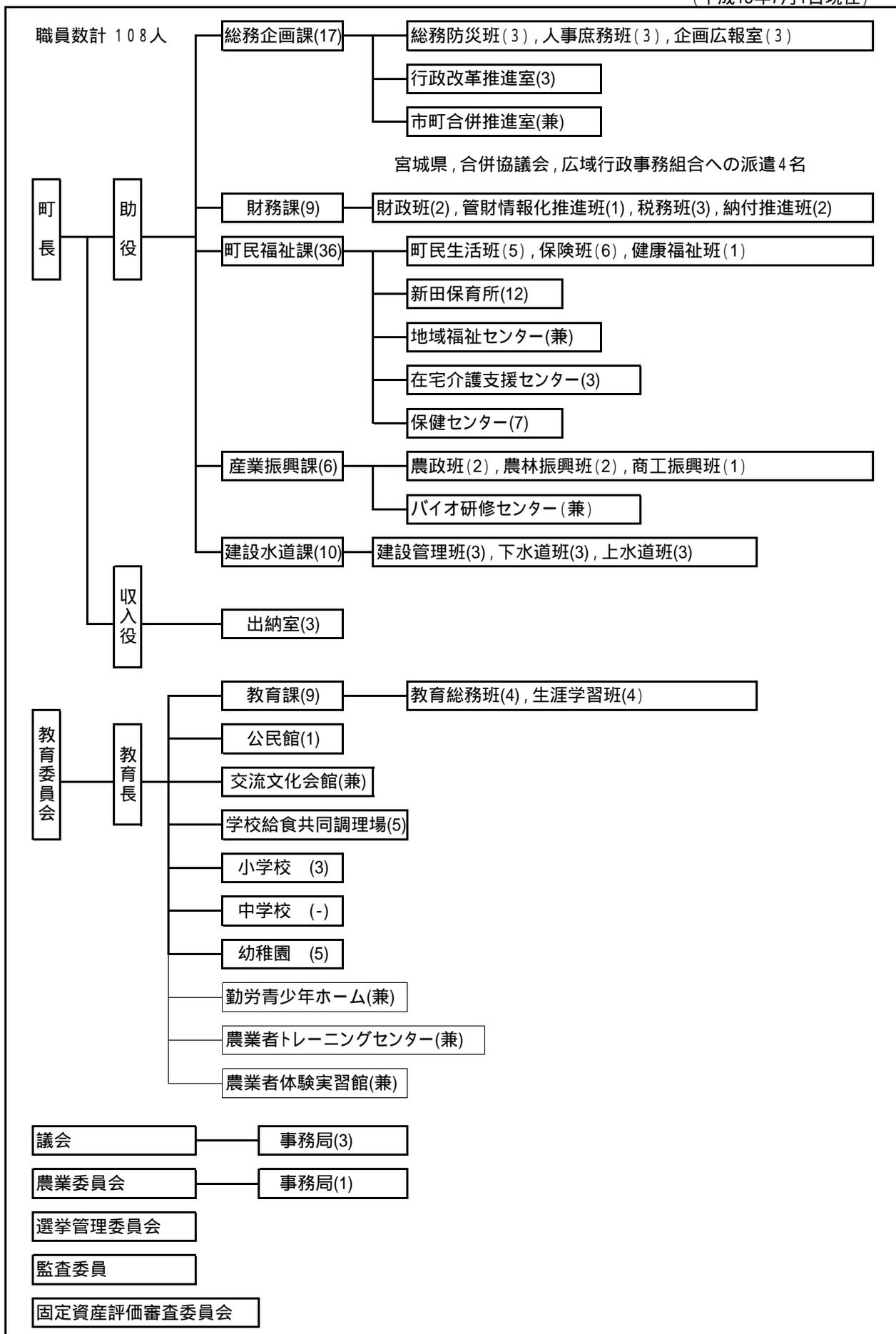
(平成15年4月1日現在)

職員数計 190人



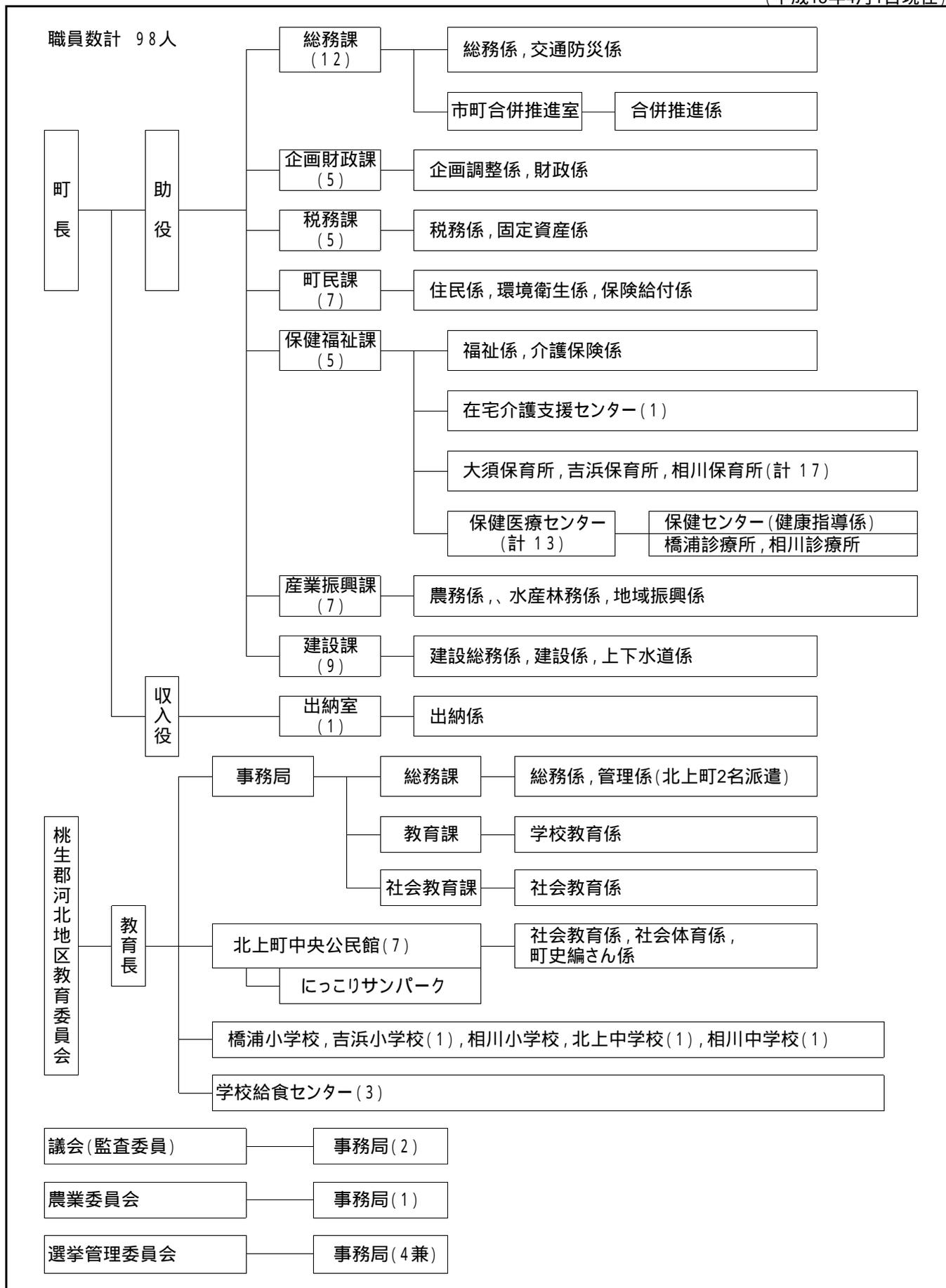
桃 生 町 行 政 組 織 図

(平成15年7月1日現在)



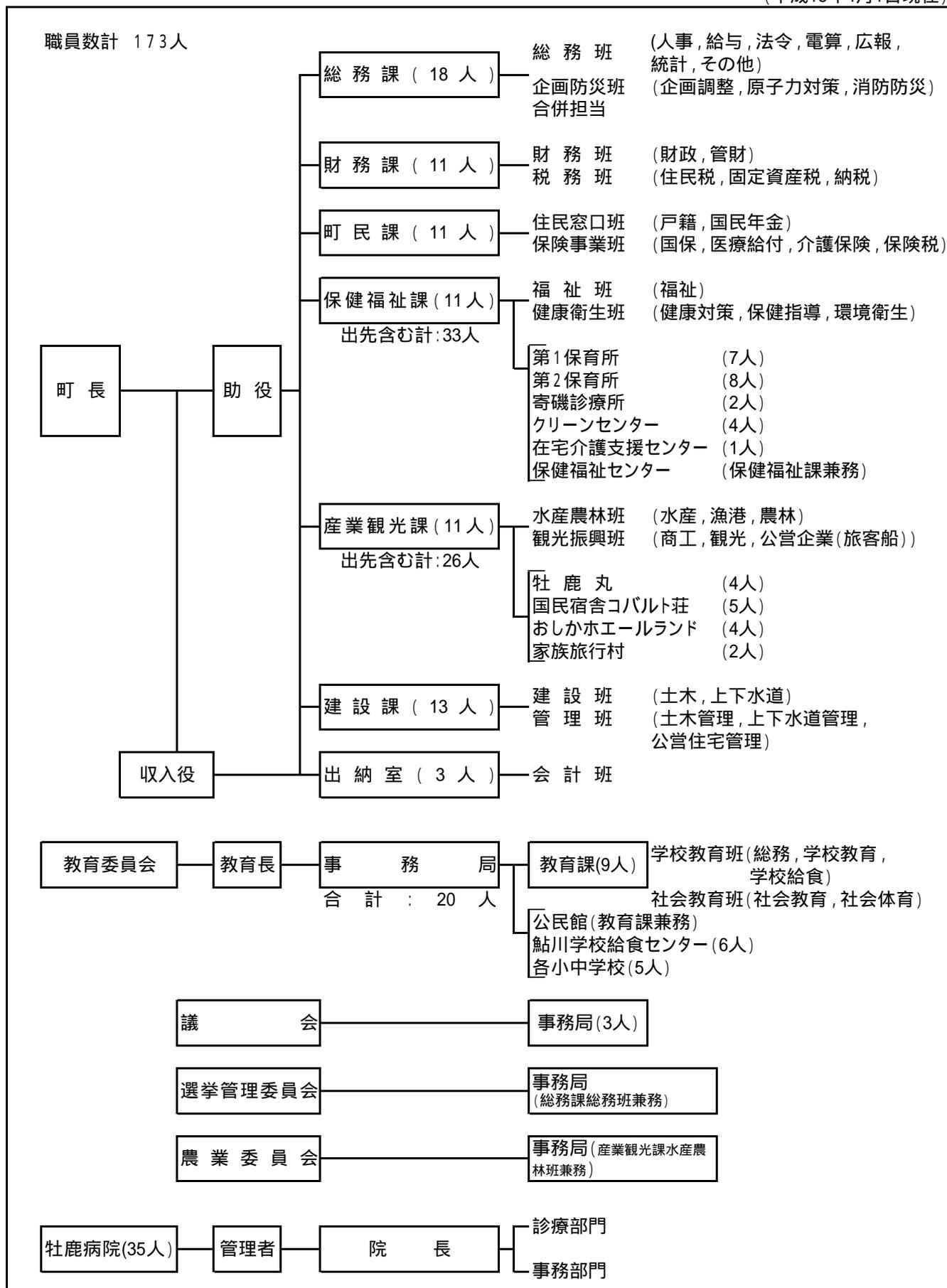
# 北上町行政組織図

(平成15年4月1日現在)



# 牡鹿町行政組織図

(平成15年4月1日現在)



協議第 1 1 号

男女共同参画事業の取扱い（協定項目 25-1 ） について

男女共同参画事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	男女共同参画事業の取扱い（協定項目 25-1 ）
調整方針	<p>男女共同参画事業の取扱いについては次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1．男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき，石巻市の例を参考に，新市としての男女共同参画社会の実現を目指す行動計画を策定することとし，実施計画については，新市において検討する。</li><li>2．「男女共同参画推進条例」については，石巻市の例により新市において制定する。</li><li>3．市内の男女共同参画推進に関する連絡会議については，新市に引き継ぐものとし，設置要綱は石巻市を参考に新市において制定する。</li><li>4．女性施策の推進に係る啓発事業に関することについては，石巻市の例により，新市においても実施する。</li><li>5．女性人材リストに関することについては，新市において策定することとしている行動計画の中で女性委員の目標登用率を掲げ，継続して推進に努める。</li><li>6．女性の相談日開設に関することについては，石巻市の例により，新市においても実施する。</li></ol>

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

# 石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-1	協定項目名	男女共同参画事業の取扱いについて
調整方針	<p>男女共同参画事業の取扱いについては次のとおりとする。</p> <p>1. 男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、石巻市の例を参考に、新市としての男女共同参画社会の実現を目指す行動計画を策定することとし、実施計画については、新市において検討する。</p> <p>2. 「男女共同参画推進条例」については、石巻市の例により新市において制定する。</p> <p>3. 庁内の男女共同参画推進に関する連絡会議については、新市に引き継ぐものとし、設置要綱は石巻市を参考に新市において制定する。</p>		

項目	現		
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町
(1) 女性施策推進計画(男女共生プラン)に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年3月石巻市女性施策推進基本計画「いしのみまき男女共生プラン」を策定し総合的かつ効果的な推進を図っている(計画期間:平成17年度まで)</li> <li>・基本計画の具体的な推進を図るため、実施計画を策定し各部・各課が中心となり実施(計画期間:平成16年度まで)</li> </ul>	該当なし	該当なし
(2) 男女共同参画推進条例制定に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年4月1日施行を目指し作業中(平成16年第1回市議会定例会提案予定)</li> <li>・条例制定に向け、石巻市男女共同参画推進懇話会及び石巻市男女共同参画推進検討委員会を設置。任期は平成15年12月31日まで</li> <li>【石巻市男女共同参画推進懇話会:市民組織】</li> <li>・市民参加による制度作りを推進するため設置。調査検討を行い、結果を市長に提言する。委員数:7名</li> <li>【石巻市男女共同参画推進検討委員会:庁内組織】</li> <li>・条例に盛り込む内容等について検討を行い、その後条例の条文化作業等を行う。委員数:10名</li> </ul>	該当なし	該当なし
(3) 女性施策推進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石巻市女性施策推進庁内連絡会議を設置し、男女共生プランの推進に関する総合的な調整・進行管理を行っている。</li> <li>【石巻市女性施策推進庁内連絡会議】</li> <li>・委員数:15名</li> <li>・設置規程:石巻市女性施策推進庁内連絡会議設置要綱(平成10年7月1日施行)</li> </ul>	該当なし	該当なし
(4) 女性施策推進に係る啓発事業に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会づくりに向けての理解と認識を深め意識の啓発を図ることを目的とし、男女共創セミナー、女性セミナー、職員研修を実施している。</li> </ul>	該当なし	該当なし
(5) 女性人材リストに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種審議会、委員会等への女性の積極的な登用、講師・指導者としての活用による男女共同参画社会の実現をめざし、石巻市女性人材リスト整備事業実施要領に基づき整備中。</li> <li>・女性委員登用率:18.6%(H15.4.1現在)</li> <li>・目標登用率:30%以上(H17年度)</li> </ul>	該当なし	該当なし
(6) 女性のための相談日開設に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の人権が推進、擁護される社会づくりを目指し、「女性のための相談日」開設要領に基づき実施。</li> <li>・開設時期:男女共同参画週間中(6月23～29日)の1日</li> <li>・相談内容:DV, ストーカー, セクハラ, 離婚問題その他女性問題についての相談を受ける。</li> <li>・市, 石巻人権擁護委員協議会との共催事業</li> <li>・相談員:石巻人権擁護委員2～3名</li> </ul>	該当なし	該当なし

# 協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画	分科会名	企画調整
4. 女性施策の推進に係る啓発事業に関することについては、石巻市の例により、新市においても実施する。 5. 女性人材リストに関することについては、新市において策定することとしている行動計画の中で、女性委員の目標登用率を掲げ継続して推進に努める。 6. 女性の相談日開設に関することについては、石巻市の例により、新市においても実施する。			

況				調整の具体的内容
河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	・条例制定を受け新たな基本計画の策定を要することから、新市において、地域の特性をいかした計画を策定する。 ・実施計画については、新市において検討する。
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	・石巻市の例により新市において制定する。
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	・新市においても、庁内推進体制として推進組織を設置する。 ・設置要綱は、石巻市を参考に新市において制定する。
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	・石巻市の例により、新市においても実施する。
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	・基本計画策定において設定 ・新市においても、目標数値を掲げ継続して推進に努める。
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	・石巻市の例により新市においても実施する。

## 男女共同参画事業の取扱いについて

### 1. 提案の理由

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められており、国において、平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が施行されている。

石巻市においては、専門部署を設けるとともに、平成 10 年に石巻市女性施策推進基本計画「いしのみき男女共生プラン」の策定後、様々な取り組みを行っており、さらなる男女共同参画を推進するための条例の制定を予定している。

これからのまちづくりを考えると、さまざまな分野での男女共同参画が必要不可欠であり、合併後、地域の特性に合った新市としての男女共同参画社会づくりをめざすこととし、男女共同参画基本計画を再編するとともに、推進体制の整備を図り、施策を実施することが必要であると考えられる。

### 2. 行動計画策定状況例

- ・仙台市（男女共同参画せんだいプラン H10.3 策定）
- ・気仙沼市（けせんぬま男女共生プラン H11.5 策定）
- ・柴田町（第 2 次しばた男女共生プラン H13.3 策定）
- ・岩出山町（岩出山町いわでやま男女平等推進プラン H13.6 策定）
- ・名取市（名取市男女共同参画 Hand in Hand21 H14.3 策定）
- ・七ヶ浜町（しちがはま男女共生プラン H15.1 策定）
- ・塩釜市（しおがま男女平等・共同参画基本計画 H15.3 策定）

### 3. 他市先進事例

西東京市(H13.1.21 合併)

新市において、新たに策定する。

さいたま市(H13.5.1 合併)

男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。

飛騨 4 町村合併協議会

男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、新市において 町の例を参考に行動計画を策定し、事業推進に努めるものとする。

## 4. 根拠法令

### 男女共同参画社会基本法（抜粋）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

##### （国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有してい

ることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

第11～12条《略》

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 《略》

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

第17条～第28条 《略》

(参考資料)

石巻市における(仮称)男女共同参画推進条例制定に向けたこれまでの作業経過

年月日	事 項	内 容
H14.6.1	石巻市男女共同参画推進懇話会設置要綱, 石巻市男女共同参画推進検討委員会設置要綱 施行	
H14.7.2	第1回女性施策推進庁内連絡会議	条例制定の必要性等, スケジュールについて
H14.7.8	第1回検討委員会	委員の任命(10名), 役割について, スケジュール, 条例に盛り込む内容について
H14.7.24	第2回検討委員会	懇話会に提案する条例案骨子の検討(条例の名称, 前文, 目的, 定義, 基本理念)
H14.8.7	第1回懇話会	委員の任命(7名), スケジュール, 条例案骨子の検討(条例の名称~基本理念)
H14.10.4	第3回検討委員会	条例案骨子の検討(責務規定, 性別による権利侵害の禁止等, 基本的施策, 市民からの申出機関, 審議会の設置, 委任)
H14.11.15	第2回懇話会	条例案骨子の検討(責務規定~委任)
H14.11.27	第4回検討委員会	パブリックコメントの募集方法, 内容等の検討
H15.3.18	懇話会設置要綱の一部改正	H15.12.31までの任期延長
H15.3.20	第2回女性施策推進庁内連絡会議	条例制定作業進捗状況報告
H15.4.1	懇話会委員委嘱状交付	延長辞令(~H15.12.31)
H15.4.3~21	庁議幹事会, 庁議	条例案骨子について(審議, 報告)
H15.6.16	平成15年度女性施策推進庁内連絡会議	条例制定作業進捗状況報告
H15.6.26~7.25	条例案骨子に対するパブリックコメント募集	市報7月号, 石巻市ホームページ, 地元紙掲載, 各支所, 公民館等に冊子を設置
H15.7.15	条例案骨子に関する市民懇談会	参加者36名, 提出意見24件
H15.8.26	第5回検討委員会	パブリックコメントを盛り込んだ具体的内容の検討
H15.8.28	パブリックコメント実施状況報告	提出人数14名, 提出意見41件

(参考資料)

## 男女共同参画を推進するための条例の基本的な考え方について

### 1. 条例制定の必要性

- (1) 地方分権時代に即応する総合的施策を策定し、新しい地域社会の創造を目指し、男女が社会的に文化的に形成された性別の概念にとらわれることなく、その個性と能力が十分に発揮できるよう、これまでの制度・慣習等を地域から見直すとともに、男女平等の意識改革に役立つ価値観を醸成し、地域の特性に合った男女共同参画社会の実現を目指すこと。
- (2) 石巻市で策定した基本計画「いしのまき男女共生プラン」の法的根拠を条例により明確にし、関係機関との調整力・実行性を強化し、市が実施する諸施策に男女平等の視点を取り入れ、総合的・計画的に施策を推進すること。
- (3) 自治体としての積極的な取組みの法的基盤づくりと位置づけることで、男女平等の促進に向けた自治体の意思表示として、男女共同参画施策を全庁的な政策とする行政の姿勢を明確化するものとして、条例を制定することとする。

### 2. 条例に盛り込む基本的な考え方

- (1) 条例の名称としては、「石巻市男女共同参画推進条例」として検討しており、男、女という固定枠に当てはめず、その人の個性を認め、一人一人が生き方を考えていくことができる社会を築いていくという理念を盛り込もうとするものである  
男女共同参画社会の実現の大前提として、すべての人が個人として尊重され、いかなる場合においても人権が保障されることを前面に出していきたいと考えている。
- (2) 条例には、市、市民、事業者等の責務を盛り込むほか、セクハラやドメスティックバイオレンス(夫婦間などでの暴力)などの禁止や、互いの性を正しく理解し、尊重しあうことを重視し、そのための基本的な施策として、男女共同参画計画の策定や、施策の実施状況の公表、男女共同参画についての理解を深めるための広報・啓発活動、また、審議会等委員の男女構成比の均衡を図ることにより女性の参画機会の拡大を図ることなどを検討している。
- (3) 石巻市男女共同参画推進審議会を設置し、男女共同参画に関する基本計画や必要事項の審議、調査を行い、市長に意見を述べるができるよう、また、男女共同参画施策への市民からの苦情申出や人権侵害への対応のため関係機関と連携し、迅速な解決を図ることなどを盛り込みたいと考えている。

協議第 1 2 号

姉妹都市・友好都市交流の取扱い（協定項目 25-2 ） について

姉妹都市・友好都市交流の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	姉妹都市・友好都市交流の取扱い（協定項目 25-2 ）
調整方針	姉妹都市・友好都市については，現行のまま新市に引き継ぐが，新市移行後相手方の意思を確認した後，改めて調印する方向で協議を進める。

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

## 石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-2	協定項目の名称	姉妹都市・友好都市交流の取扱いについて
調整方針	姉妹都市・友好都市については、現行のまま新市に引き継ぐが、新市移行後相手方の意思を確認した後、改めて調印する方向で協議を進める。		

区分	現		
	石巻市	河北町	雄勝町
姉妹・友好都市交流に関すること	<p>【目的】 歴史や文化で結ばれた都市間の交流を推進し、先人の偉業を再認識するとともに、特性の異なる地域が交流を深めることにより、広い視野を持った新しい街づくりの人材を育成する。</p> <p>姉妹都市 【国内】 ひたちなか市茨城県(旧那珂湊市)(平成8年1月締結) (経緯) 遠く藩政時代からの深い交流の歴史的な経緯から昭和41年11月旧那珂湊市と姉妹都市の盟約締結。合併後再締結。 (都市の概要) 北関東総合開発の中核プロジェクトとして進められるひたちなか市地区開発を基盤として「国際港湾公園都市」づくりが急ピッチで進められている。 (交流状況) 各界各層の人的交流が中心で原則として、隔年相互の交流をしている。 【国外】 チェタベッキア市 イタリア共和国ラツィオ州ローマ県(昭和46年10月締結) (経緯) 支倉六右衛門常長の「慶長遣欧使節」出帆の地石巻市内月浦港とイタリア上陸の地チタベッキア市の歴史的事実と古くからの日・伊両国間の友好関係を基調として締結。 (都市の概要) ローマから74キロの地点に位置する人口5万3千人の港町で、昔は軍港として栄え、現在は国内有数の貨物取扱港として、また主要な漁港として繁栄。 (交流状況) 文化交流が中心であり、不定期に交流が行われている。</p> <p>友好都市 温州市中華人民共和国浙江省(昭和59年10月締結) (経緯) 昭和54年「第1次石巻市民友好訪中団」以来、経済交流を中心に友好関係を望んでいた石巻市の打診に基づき、浙江省の仲介により締結。 (都市の概要) 浙江省南部地域における政治、経済、文化の中心地で、対外開放港に指定された中国でも主要な港町 (交流状況) 平和友好、平等互恵、相互信頼、長期安定という四原則に基づき緊密に協力しあい、積極的に経済、科学技術、文化、教育等幅広い分野において相互交流を進めている。 【事務内容】 事業内容の決定・予算措置・派遣人員の決定・派遣・報告</p>	<p>【目的】 歴史や文化で結ばれた都市間の交流を推進し、先人の偉業を再認識するとともに、特性の異なる地域が交流を深めることにより、広い視野を持った新しい街づくりの人材を育成する。</p> <p>友好都市 【国内】 山形県河北町(平成13年1月締結) (経緯) 「同じ町名」がとりもつ縁により平成13年1月友好都市締結 (都市の概要) 行政面積は、52平方<sup>km</sup>、人口2万2千人の農業の町。紅花やさくらんぼの産地。町内には最上川が流れている。 (交流状況) 各界各層の人的交流を行っている。 平成15年度事業 ・谷地ひなまつり見学(町民対象のツアー) ・さくらんぼ狩り体験(町民対象のツアー) ・スポーツ少年団交流事業(スポーツ少年団の派遣) ・中学校定期戦(中学校チームの受入) ・どんがまつり見学(町民対象のツアー) ・その他民間交流の支援</p> <p>【事務内容】 事業内容の決定・予算措置・派遣人員の決定・派遣・報告</p>	<p>該当なし</p>

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画	分科会名	企画調整

況				調整の具体的内容
河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	姉妹都市・友好都市については、現行のまま新市に引き継ぐが、新市移行後相手方の意思を確認した後、改めて調印する方向で協議を進める。

## 姉妹都市・友好都市交流について

### 1. 提案の理由

姉妹都市においては、石巻市が茨城県ひたちなか市（旧那珂湊市）と平成 8 年 1 月に、また、イタリア共和国ラツィオ州ローマ県チビタベッキア市と昭和 46 年 10 月に盟約を締結している。

友好都市においては、石巻市が中華人民共和国浙江省温州市と昭和 59 年 10 月に、河北町は山形県河北町と平成 13 年 1 月に盟約締結を行っている。

「歴史」や「文化」、「地名の縁」で結ばれた姉妹都市・友好都市との交流は、各界各層の人的交流をはじめとし、文化・経済・教育等幅広い分野において交流を進めている。

合併後も継続して交流を推進することが望ましく、新市移行後、相手方の意思を確認したうえで改めて再締結する方向で協議を進める旨の調整方針としている。

なお、石巻市では、旧那珂湊市と昭和 41 年 11 月に締結した姉妹都市の調印について、合併によりひたちなか市となった後、再締結を行っている。

### 2. 留意点(合併協議会の運営の手引きより抜粋)

姉妹都市については、合併後も、従前の事情を踏まえて、継続して事業を実施することが期待される。

### 3. 他市先進事例

#### さぬき市（H14.4.1 合併）

姉妹都市及び友好交流都市は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

#### 上五島地域 5 町合併協議会

姉妹都市交流の取扱いは、相手の意思等を確認して、合併後に調整する。

#### 西東京市（H13.1.21 合併）

姉妹都市交流については、合併後も継続する。

#### 対馬市（H16.3.1 合併予定）

姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、必要に応じ新市移行後相手の姉妹都市縁組の意思を確認した後、改めて調印する。

#### 周南市（H15.4.21 合併）

姉妹都市縁組については、現行のまま新市に引き継ぐが、新市移行後相手の姉妹都市縁組の意思を確認した後、改めて調印する方向で協議を進める。

## 第4回石巻地域合併協議会日程（案）

1. 日 時 平成15年10月 9日（木） 午前9時30分から
2. 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
3. 報告事項
  - 報告第21号 石巻地域合併協議会第1小委員会（第2回）について
  - 報告第22号 石巻地域合併協議会第2小委員会（第2回）について
  - 報告第23号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会（第4回）について
4. 協議事項
  - 協議第9号の1 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目10）について
  - 協議第10号の1 事務組織及び機構の取扱い（協定項目13）について（その1）
  - 協議第11号の1 男女共同参画事業の取扱い（協定項目25-1）について
  - 協議第12号の1 姉妹都市・友好都市交流の取扱い（協定項目25-2）について
5. 提案事項
  - 協議第13号 地方税の取扱い（協定項目9）について
  - 協議第14号 財産の取扱い（協定項目5）について
  - 協議第15号 条例・規則等の取扱い（協定項目12）について
  - 協議第16号 消防団の取扱い（協定項目22）について
  - 協議第17号 行政区の取扱い（協定項目23）について
  - 協議第18号 国際交流事業（協定項目25-3）について
  - 協議第19号 広報広聴関係事業（協定項目25-4）について
  - 協議第20号 新市建設計画の中間案（協定項目26）について
5. その他

好きです! この郷・人・自然



# 石巻地域合併協議会

宮城県石巻地域

■石巻市 ■河北町 ■雄勝町 ■河南町 ■桃生町 ■北上町 ■牡鹿町

みんなで考えよう! 地域の未来

会議の内容

みんなの広場

資料編

リンク集

任意協議会HP

 [ご意見・ご質問はこちらまで](#)

0001148



## 新着情報

[第2回協議会において、合併方式が確認されました。](#)

[第2回協議会において、合併期日が確認されました。](#)

## Topics

[第1小委員会\(新市の名称・新市の事務所の位置\)を設置しました。](#)

[第2小委員会\(議会の議員の定数及び任期の取扱い・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い・特別職の職員の身分の取扱い\)を設置しました。](#)

## 石巻地域合併協議会

〒986-0812 石巻市東中里一丁目 4-32(宮城県石巻合同庁舎内)

電話番号 0225-21-7671/FAX 0225-94-0861